

議 事 日 程

平成 29 年第 4 回浜中町議会定例会

平成 29 年 12 月 6 日 午前 10 時開議

日 程	議 案 番 号	議 件
日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員会報告
日程第 3		会期の決定
日程第 4		諸般報告
日程第 5		行政報告
日程第 6	認定第 1 号	平成 28 年度浜中町一般会計歳入歳出決算及び基金運用状況報告の認定について（決算審査特別委員会報告）
日程第 7	認定第 2 号	平成 28 年度浜中町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について（決算審査特別委員会報告）
日程第 8	認定第 3 号	平成 28 年度浜中町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（決算審査特別委員会報告）
日程第 9	認定第 4 号	平成 28 年度浜中町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について（決算審査特別委員会報告）
日程第 10	認定第 5 号	平成 28 年度浜中診療所特別会計歳入歳出決算の認定について（決算審査特別委員会報告）
日程第 11	認定第 6 号	平成 28 年度浜中町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（決算審査特別委員会報告）
日程第 12	認定第 7 号	平成 28 年度浜中町水道事業会計決算の認定について（決算審査特別委員会報告）
日程第 13	報告第 10 号	専決処分の報告について
日程第 14	報告第 11 号	専決処分の報告について
日程第 15	報告第 12 号	専決処分の報告について
日程第 16		一般質問
日程第 17	議案第 64 号	浜中町ふるさと納税基金条例の制定について

日程第 1 8	議案第 6 5 号	浜中町公共施設整備基金条例の制定について
日程第 1 9	議案第 6 6 号	浜中町土地開発基金条例を廃止する条例の制定について
日程第 2 0	議案第 6 7 号	浜中町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

開会 午前10時00分

◎開会宣告

○議長（波岡玄智君） ただいまから、平成29年第4回浜中町議会定例会を開会します。

◎開議宣告

○議長（波岡玄智君） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（波岡玄智君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、9番川村議員及び10番田甫議員を指名します。

◎日程第2 議会運営委員会報告

○議長（波岡玄智君） 日程第2 議会運営委員会報告をします。

本件については、議会運営委員会から本定例会の議事運営について、報告書の提出がありました。

委員長より報告を求めます。

3番鈴木議員。

○3番（鈴木誠君） （口頭報告あるも省略）

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

本件は委員長報告に対する質疑を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は、委員長報告に対する質疑を省略することに決定しました。

これで報告を終わります。

◎日程第3 会期の決定

○議長(波岡玄智君) 日程第3 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員会報告のとおり、本日から7日までの2日間とした
いと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から7日までの2日間とすることに決定しまし
た。

◎日程第4 諸般報告

○議長(波岡玄智君) 日程第4 諸般の報告をします。

まず、本定例会に付された案件は、お手元に配付のとおりです。

次に、今議会までの議会関係諸会議等については、記載のとおりです。

これで、諸般の報告を終わります。

◎日程第5 行政報告

○議長(波岡玄智君) 日程第5 行政報告を行います。

町長。

○町長（松本博君） 本日、第4回浜中町議会定例会に議員全員のご出席をいただき、誠にありがとうございます。

先の議会から、本日までの主なる行政報告を申し上げます。

（行政報告あるも省略）

○議長（波岡玄智君） 引き続き、教育委員会より教育行政報告を行います。

教育長。

○教育長（内村定之君） 前議会からこれまでの、教育行政の主なものについてご報告をいたします。

（教育行政報告あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これで行政報告を終わります。

◎日程第 6 認定第1号 平成28年度浜中町一般会計歳入歳出決算及び基金運用状況報告の認定について（決算審査特別委員会報告）

◎日程第 7 認定第2号 平成28年度浜中町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について（決算審査特別委員会報告）

◎日程第 8 認定第3号 平成28年度浜中町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（決算審査特別委員会報告）

◎日程第 9 認定第4号 平成28年度浜中町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について（決算審査特別委員会報告）

◎日程第10 認定第5号 平成28年度浜中診療所特別会計歳入歳出決算の認定について（決算審査特別委員会報告）

◎日程第11 認定第6号 平成28年度浜中町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（決算審査特別委員会報告）

◎日程第12 認定第7号 平成28年度浜中町水道事業会計決算の認定について（決算審査特別委員会報告）

○議長（波岡玄智君） 日程第6 認定第1号ないし日程第12 認定第7号を一括して議題とします。

本件については、平成29年第3回定例会において提案され、10人の委員によって

構成する決算審査特別委員会を設置し、同委員会の審査の付託をし、閉会中の継続審査としていたものです。

同委員会において審査を終了し、この度、報告書の提出がありました。委員長の報告を求めます。

10番田甫議員。

○10番（田甫哲朗君）（口頭報告あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これから、認定第1号ないし認定第7号を採決します。

決算に対する委員長報告は、認定を可とするものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号ないし認定第7号は、委員長報告のとおり認定する事に決定しました。

◎日程第10 報告第12号 専決処分の報告について

○議長（波岡玄智君） 日程第10 報告第12号を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長

○町長（松本博君） 報告第12号、専決処分の報告について、提案の理由を御説明申し上げます。このたびの一般会計の専決処分につきましては、第48回衆議院議員総選挙に伴う経費及び浜中町斎場の灯油配管油漏れ補修に伴う工事請負費をそれぞれ増額し、歳入及び歳出の予算補正を9月28日付けをもって専決処分させていただいたところであります。補正の内容といたしましては、歳出では、2款総務費、衆議院議員選挙に要する経費で選挙管理委員ほか報酬など838万円を増額。4款衛生費、斎場管理に要する経費で灯油配管油漏れ調査手数料として8万6,000円を追加。配管補修に伴う工事請負費として、194万4,000円を増額。

以上により今回の補正額は1,041万円の追加となります。

一方、歳入につきましては、10款地方交付税、及び14款国庫支出金を充てさせて

いただきました。

この結果補正後の歳入歳出予算の総額は79億4,151万4,000円となります。

以上提案の理由を御説明いたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから報告12号の質疑を行います。

9番川村議員。

○9番（川村義春君） 31ページから33ページにかけての斎場の灯油配管補修に関して御質問をさせていただきます。この灯油配管、灯油漏れですけれども、いつ、どの時点で灯油漏れを発見してどの様に処理をしたのかと言う事の経緯で知らせていただきたいと思います。その上で土壌汚染等があったのかどうか、土壌汚染防止法とか水質汚濁防止法とか法律がありますけれども、それに伴って消防あるいは振興局の方に届け出がされているのかどうか、その結果どの様に対処したのかの部分について、まずお聞きをしておきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（渡部直人君） 30ページと31ページの斎場管理に要する経費の斎場の灯油漏れへの対応の関係の工事費の関係でお答えさせていただきます。

この灯油漏れにつきましては、9月6日に浜中町斎場で発生しております。発見の経過としましては当日、斎場使用が入っておりまして朝、斎場管理人が灯油タンクのゲージを確認しました。使用前であり前回の使用後に満タンにしていたんですけれども、灯油が減っていると言う状況を確認しました。それで周辺等含めて調査してもらいましたが、はっきりした油臭とかは室内部分含めて、それは発見できなかった状況です。ただ、現状から言って使用状況等を含めた中では、漏えいの可能性が高いということですね。この分については調査中であるということで、当日9月6日に北海道と浜中消防署の方に現在調査中であると言う事で報告させていただいております。その後、場所の特定という部分があったものですから、点検業者と相談しました。ここは埋設配管になっています。埋設配管場所については圧力検査ですね、実際送って漏れている箇所の特定制をしなければならないと言う事で、これについては準備の関係もあったのですが、9月12日に点検しております。その結果、やはり埋設配管に油の漏えいがあると言う事の結果、あと配管について更新する必要があると言う部分が出ております。その際、周辺も一緒に調査しましたが、水質の汚濁なりそういった部分は確認してござい

せん。その流れで埋設配管の更新が必要って言う結果が出ましたので施設の管理上、使用上影響があると言う事での工事発注で手続をさせていただいております。それに伴う今回の補正となっておりますけれども、まず工事の概要も説明させていただきますけれども、埋設配管を外配管、建物の部分に這わせた形でタンクから中に入れるっていう配管に換えています。それに伴って施設稼働の関係もあったものですから、タンクの場所を火葬炉用の灯油タンクについては、前側のほうに移設してそこから配管を引いている形になっております。その作業がまず一つと、それと埋まっている配管についてこれを撤去するという形になっております。撤去しましてあとそういう漏れている場所に中和剤を少量だったんですけども。灯油漏れは結果として臭いもしなくて、ほとんどが一応その場所であろうというところに中和剤撒きまして、消防の立ち会いのもと、そういう措置をさせていただいております。それと最終的にはその埋めたところの後、土壌戻しで埋め戻しにそのあと舗装かけておまして、最終的に土壌の撤去も含めて、終わったのが10月12日と言う形になっております。灯油の流出量ですけど推定になりますけれども振興局と浜中消防署には推定100リットルと言う事で報告させていただいております。改めましてこの点検の大切さと早期の対応の必要性を感じているところです。今後とも施設の管理には万全を期してやっていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 9番川村議員。

○9番（川村義春君） ただいま、詳細に説明をいただきまして、ほぼ理解をしたわけではありますが、工事を発注したのはいつでしたか。それを聞いていなかったのもので、その後10月12日に完了したと言う事で私どもも100リッター程度の灯油で異臭もしなかったし、早期に発見できてよかったと思っております。

それと埋設配管の部分ですけども、それを今度外側に配管這わせて灯油タンクについても点検しやすいように、前の方に出したと言うお話です。そんな事を日々繋げていけば今後発見が早くなるのかなっていうふうに思っております。いずれにしても自分の感想としては早く処理できてよかったというふうに思っております。確認ですけども振興局、消防の方からは特に指摘される様なことはなかったのかと言う事だけを聞いて終わりたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（渡部直人君） 工事の発注ですけども、配管の切りかえとそちらの方の

工事につきましては9月21日に発注しております。事前に中身を詰めておりましたので22日に配管の切りかえ作業は行っています。漏れた形で斎場に使用しなくていい形になりましたので実際に斎場は2回ばかり入っていますので2回ほど開きバルブを開けて漏れた状態で試用する形にはなっています。その間の分も入れて推定100リットルの灯油漏洩という形になっております。その部分につきまして浜中消防署と北海道の方にその辺も含めて報告させていただいていますけれども今回については水質汚濁の周辺への汚染もない、山の中ですから井戸等もないので、そういう部分は大丈夫だろうと言う事と、消防さんの方は実際の掘った時とかも、現地視察していただいて、これなら大した事がないと言う事でのお話もいただいておりますし、この程度で済んでよかったと言う話にもなっております。いずれあの日常点検の大切さと、やはりこれから維持管理上、今後とも管理人も含め職員一同、管理の万全に努めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（波岡玄智君） 10番田甫議員。

○10番（田甫哲郎君） 今の点です。9月3日に発覚したと言う事で、たまたま葬儀が入っていて作業員がタンクの残量に異変を感じて発覚したと言う説明でございました。9月6日前に斎場を使用したというのはいつなのか。それと昨年9月に作成いたしました、この油漏れ対策、安全点検マニュアルこれに基づいた点検というのは、定期的に実施されていたのかどうか、この点をまず伺っておきたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（渡部直人君） まず初めに質問ありました斎場の使用の関係ですけれども、9月6日に発見する前の斎場使用につきましては、8月24日となっています。この間に言う漏れた量分のゲージが減っていたので、その時の推定で50から70位、ゲージの減り按配から見てそれぐらいは漏れているんじゃないかと想定しました。この時点では周辺に漏れ等がなかったのも、もしかすると盗難の可能性もあるかと色々考えましたけれども、最終的には圧力検査等実施しまして、配管から漏れていると言う事が発見されたわけです。それと、もう一点定期点検の関係ですけれどもマニュアルに基づきまして29年5月に屋外と屋内の配管接合部の交換をしております、その時に一緒に周辺の部分も含めて点検マニュアルに沿って点検しました。その際には油漏れ等の痕跡等、滲み等そういうものはありませんでした。斎場につきまして斎場管理人がいつも居るわけではないですけれども、その使用の度に日常的な点検をする様と言う事で職員に言

っていましたので、きちんとそれがされた事によって、漏れた分が早期に発見されたのかなと思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 10番田甫議員。

○10番（田甫哲郎君） マニュアルチェックシートに基づいて担当作業員が行っているというふうに理解できるのかなと思うんですけど、これに関して各施設に沢山ございますよね。以前質問したのは職員が出向いてやるのでは手薄な面もあるので、常時使用している町民、自治会等もございますし、そういう方々の協力をいただいて、チェックシートによる点検の回数を増やしたらどうでしょうかという提案もいたしておりますけれども、5月に点検を実施したと言う事でありましたけれど葬儀がある度に点検するわけじゃないでしょうし、やはり2カ月に1回とかの頻度で実施した方がいいのかなというふうに思います。それと今回その漏れた箇所がおおよそしか特定できなかったと言う説明でしたけれども、この短期間で100リッターもの流出があったということはそれなりのものがあったんじゃないかなというふうに素人考えではするんですけど、前回この配管継ぎ手部分から漏れがあったと言う事でしたけど今回は配管そのものの老朽化だったのか、圧をかけて特定できなかったっていうのがちょっと理解できないんですけれども、この圧力検査も行った工事この194万4,000円というのは、圧力検査の費用等も含まれているのかどうか、点検のあり方とこの194万円の内容について答弁願います。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（渡部直人君） まず、今回の圧力検査ですけども、この手数料は8万6,000円が業者に払った圧力検査の分です。圧力検査の方法は配管のタンク側の部分と出口側の部分に圧をかけてこの間が漏れていると言う事、この部分の特定しかできません。たまたま埋設部分を掘っていったんですけども表面上の埋まっているところではなく、どちらかと言うと建物の下、基礎の内側部分で漏れていると言う結果が出ました。基礎の部分が横から見えるので浜中消防署と共にしっかり調査しましたが臭いもしませんでした。推定100リットルと言っているんですけども実は100リットルも漏れていない可能性が高いです。ゲージの減った分から推定して最大100リットルと言う認識でおります。一応、周辺への影響、臭いもしないと言う事なので日常点検していなかったら発見できなかったのではないかなという話を消防さんと点検業者からいただいております。斎場は火葬炉の使用3、4回で油を入れなければならないので、その都度

そういう時には点検しますから1カ月に1回なり、最低でも使った後には斎場の管理人が見ていますので最低でも月2回ぐらいは日常点検をしています。その他に昨年作成しましたマニュアルを年1回か2回これに基づいた中身になっておりましたので今回、先5月にそのマニュアルに基づいての斎場については点検させていただきました。その際には、そういう油漏れは発見できなかったと言う事で実際は斎場使用8月24日以降に漏れて、それが9月になって発見されたというふうに担当では思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 10番田甫議員。

○10番（田甫哲郎君） 確認です。その古い配管を今回撤去したとの事なので見た感じ腐食が見られたのかと言う点、それが仮にもし、その事が原因だとしたら、他の施設で埋設している配管もありますし、それなりに年数も経っている施設もございます。仮にもし、今回、継ぎ手が緩んだとかそういう事ではなく配管そのものの劣化によるものであれば、やはり集中的にその古い埋設されている施設については、やはりこまめな点検が必要かなと思います。通常、家庭ですとほとんど埋設しないで基礎の周りをぐるっと配管してますよね。その方が多分点検しやすいと言う事もありますので、これも含めた中で今後マニュアルの実施と共に埋設されている配管の施設についての対応を伺っておきたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（渡部直人君） 申しわけないです。答弁漏れでした。配管の状況は一応、老朽化と言う事で管を見たんですけれども、表面に覆いでプラスチック製のものがあるんですが、そこが剥がれていまして開いてみるとやっぱり錆びて腐食していました。ただ全て見ましたが、やはり穴が開いているところは、外側のアスファルトの下の埋設した配管については、穴は空いていなかったんですよ。これは、業者さんとも見たんですけど、結局アスファルトの下でなくて、建物の下側の基礎側の方の1番建物の圧がかかる所、そこに一番負荷がかかって、その土壌の方に若干流れているんじゃないかと結論には達しました。いずれ配管は老朽化なっていますので、当然カバーも剥がれたのでいずれ漏れる可能性はこの部分も出る中で、今回ちょうど建物が建ってから30年以上経っていますから、ちょうど良いタイミングだと思うんです。これから管理する上では今回、この工事が出来てよかったかなと思っています。これを教訓に今後も施設管理をきちんとしていければと思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） 町の所有する公共施設全体にも関係する部分かと思っておりますので私からも答弁させていただきます。埋設管で現在使用している施設もあると思いますが、これにつきましても昨年策定しましたマニュアルに基づきながらというところで今進めてきていますけれども、今後もこの部分については小まめに点検するという事ですね、更にその辺のマニュアルの部分で埋設管の施設、こういったところを特に重点的に小まめに点検するという事をまず前提として、それから今後の取り扱いとしましては、やはり埋設管こういった施設に関係する部分について更新時あるいは、そういった漏れですとか点検上で発見された場合の地上配管への切り替えですとかそういった部分も考えながら、こまめに点検しながら公共施設の対応にあたっていきたいという風に考えております。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから、報告第12号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、報告第12号を採決します。

お諮りします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第12号は承認することに決定しました。

◎日程第16 一般質問

○議長（波岡玄智君） 日程第16 一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

10番田甫議員。

○10番（田甫哲郎君） 通告に従い、一般質問をさせていただきます。

まず、茶内支所の耐震診断に関してであります。納期が30年1月10日で現在耐震診断が実施されたことと思います。当初3月議会では、年内に一定の判断が出ることから、その結果を踏まえ改修計画等を検討すると言う答弁でございました。そろそろ耐震の診断結果は出ている頃かなと思いますので、まずその確認をさせていただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 茶内支所長。

○茶内支所長（渡部直人君） 御質問にありました、耐震診断の結果の部分ですけれども、この度の耐震診断業務につきましては、平成29年6月30日に入札を行いまして、平成29年7月3日から平成30年1月10日までを業務期間として契約を締結しております。御質問の耐震診断の結果の公表についてですけれども、結果の成果品の提出がされましたら内容を精査しまして、平成30年3月までには公表したいと考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 10番田甫議員。

○10番（田甫哲郎君） ただ今の答弁ですと、まだ成果品が出てないのでと言う答えだったと思います。年度末までには公表したいというお答えでしたけれども、仮にこの診断結果によっては補強工事を施すなり、あるいは改築等も考えなくてはならないと言う話になるかもしれないんですよね。仮にその診断結果に問題が出た場合、どの様な方法があると言うふうにご考慮されるか、その規模にもよるのかもしれませんが今現在どう考えているのでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 茶内支所長。

○茶内支所長（渡部直人君） 今の業務期間ですけれども先般、耐震診断の進捗状況を確認しました。速報ではありますけれど、茶内支所合同庁舎につきましては、詳しい数値は貰っていませんけれども、現行の耐震基準を満たしていないという情報を得ております。そういう状況の部分ですので、まず今後成果品の耐震診断の結果に基づき、耐震改修計画を検討していくことになると思います。現時点で想定されている事で若干申し上げますけれども、耐震補強の方法をまず決めると、それと概算工事費の算定です。それと工事期間中の施設の利用の方策、それと財源の確保が想定されます。そういう事で今のところ考えております。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○10番（田甫哲郎君） 正式ではないけれども、要は基準を満たしていないというお答えでありました。補強工事等は当然実施しなければ職員はもとより町民の安全も図れないわけですから、これは待ったなしでやらなければいけないと言う様な話になっていると思います。以前からも伺っていますけれど、支所自体かなり老朽化しております。それで使い勝手も悪いということで、以前は耐震診断結果を受けて補強工事が必要となるのであれば、その時に考えていきたいというお答えでありました。施設自体、今回耐震補強が施されたとしたら、新庁舎を建設する大変な財政的な時期でありますから、改築ということは、向こう数十年は考えられないんじゃないのかなというふうに私なりに考えていますけれども、であるとするならば補強工事にあわせて茶内支所の長寿命化を図るべく、外壁も相当傷んでいますし、内部の壁も相当ブヨブヨしているとかそういう箇所もございますので、しっかりとそこは今回にあわせて、長寿命化を図るべきではないのかなというふうに考えますがいかがでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 茶内支所長。

○茶内支所長（渡部直人君） 今回の結果で、耐震基準を満たしていないという部分になりましたら議員仰るとおり施設の安全性の確保の観点からは、耐震改修工事を最優先に取り組まなければならないと考えております。3月の定例議会で御質問ありました、住民窓口、玄関部分とかの改修これについても耐震診断にあわせて工事をやる場合に実施してまいりたいなというふうに考えております。実は速報の中で、もう1点確認しました。実際の工事方法、これは、どの程度の分をしなければならないのか、具体的な成果品を見ていないので口頭でのやりとりですけれども実は、外づけのブレース、或いは、ばってんのフレームいわゆる枠とか、そういうものを設置はしなくてもいい工事と言う事で耐震診断、改修工事で外の改修は必要ないというふうに認識しております。いずれ長寿命化の部分の話ですけれども、公共施設の長寿命化の対策の中で検討する課題だと思っています。3月に作成しました公共施設等の管理計画の中で茶内支所については耐震診断していないという説なっておりましたので、まずそれをやると言う事が前提になってきます。

また長寿命化については、やはりこの優先度等ありますので、まず今回の分については、耐震改修とあわせてその窓口部門とかの部分の改修を優先してやっていきたいというふうに、現時点では考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 10番田甫議員。

○10番（田甫哲郎君） どの程度の補強工事が必要になるのかと言う事で外はいじる必要がないから、今回は耐震補強だけにしたと言う事で受け取ったんですけど、長寿命化、優先順位もあるとおっしゃいましたけれども私は、優先順位からいくと相当高いのが茶内支所じゃないのかなというふうに考えます。それで耐震工事に関しては、先ほど財源の話もございましたが、これは緊防債の対象事業に多分間違いなくなる事業だと思います。さらに9月定例で公共施設等長寿命化計画を作成することによって、以前はなかった改修費に対する起債ができるという説明でした。この計画の策定については年度内、3月末までには長寿命化計画ができ上がるという答弁でございました。であるならば、この機会に耐震補強を施す。どうやってもどこもいじらないで補強工事なんて出来るわけがないですから、内壁なり外壁なりは当然、一部いじらなければならなくなる訳ですから長寿命化という観点で先ほど優先順位とおっしゃいましたので茶内支所については、優先順位としてどの辺の位置というふうに考えておられるのか聞いておきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 茶内支所長。

○茶内支所長（渡部直人君） まず耐震工事の部分ですが、これについては繰り返になりますけれども調査結果が出てから来庁者及び職員等の安全性の確保、建物の利用上の影響に十分配慮した改修計画を検討していきたいというふうに思っております。内部の改修となると、どの程度になるのかと言う部分については、まだ想定されていません。長寿命化とどの様に併せてやるかと言う部分も成果品が出てからの検討事項になってくると思います。今回の長寿命化計画の中には茶内支所は入っておりませんので、今後この財源確保の部分ですが特に重要な部分になってくると思いますので、耐震診断は休養すると言う事で実施設計の部分に向けて事務的には、そちらを優先してやっていきたいというふうに考えております。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長

○企画財政課長（金澤剛君） ただ今の御質問についてお答え申し上げます。3月定例会の方で耐震診断の結果に基づいて、改修していくというような事につきましては、私の方から御答弁申し上げたと記憶しております。財政的な見地から申し上げまして当然、耐震改修工事が必要になるのであれば、それと同時発注にして長寿命化の工事をする方が財源的に有利になるだろう、あるいは工事費が安価に済むだろうと言う事も鑑みまして、その様に答弁させていただいております。先ほど茶内支所長の方から御答弁申

上げましたけれども今回の耐震補強につきましては、外部については十分に耐力度があるので現状のままで大丈夫だよと言う事での耐震結果となっております。この工事の内容につきましても、内部の柱を補強すると言う事で外部の工事が発生しないと言う事から鑑みますと同時発注にして財政的に工事費が極端に安くなるっていう見込みがないということで、順位的にどうなのかの判断をしなければいけないというふうに考えているところでございます。

また緊防債につきましては、結果から申し上げますと、茶内支所につきましては緊防債の対象とはなりません。緊防債につきましては要件がございまして、防災基盤の整備事業並びに公共施設及び公用施設の耐震化事業で、緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災の為の地方単独事業を対象とするとされ、その対象メニューとして大規模地震災害時に防災拠点になることや人命に対する被害等が生じると見込まれるため地域防災計画上その耐震改修を進める必要があるとされた公共施設及び公用施設の耐震化となっております。地域防災計画で定められた指定避難所や防災対策拠点となる施設が起債の対象となりますので茶内支所につきましては、防災計画上、指定避難所等になってございませんので現段階では、緊防債の対象とする事は出来ないと言う事でございます。以上のような事がありますので、先ほど議員おっしゃいました私の方から前回の議会で新たな起債制度と言うお話をさせていただいておりますので、その辺も含めて今後、有利な財源が活用できる様に道の方とも協議して進めていきたいと思っております。

支所につきましては、役場本庁舎同様にいわゆる本債、その施設を整備するための有利な起債というものは制度上ございません。そういった施設の起債になりますので長寿命化計画に基づいた起債の方についても、その部分で活用できるのかについては、本町も今まで同様の事業を実施してございませんので、その分も含めて極力、財源活用できる様に道の方にも御相談させていただいて協議しながら財源探をさせていただきたいと思っておりますので御理解願いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 10番田甫議員。

○10番（田甫哲郎君） だめな理由ばかり述べられたかなと思うんですけど、本当に緊防債の対象になりませんか。これ地域防災計画の中で避難施設と位置付けられてないためにと言いますけど。その対策拠点としては十分支所としてはその役割を担ってるんだと私は思うんですよ。災害って津波ばかりじゃございませんので霧多布、今回でき

る庁舎を全ての災害、特に津波災害については防災を拠点として、かなり大きな位置づけだというふうに私も理解しております。ただ地震等によっては、内陸地区も色々な被害は出てくるわけですから、その拠点としては当然、茶内支所がそこに位置づけられなければならないわけですね。全てが本庁舎に集まれるわけではない、茶内支所でその対応もしなければいけないと言う事があると思うんですよ。そういう観点から今回のこの耐震工事に関しては、緊防債の対象になるであろうと思われるので再度、可能性が全くないのかというふうに答弁できるのであれば答弁をいただければと思います。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長

○企画財政課長（金澤剛君） ただ今の御質問についてお答え申し上げます。現時点で対象となりませんと言う事で、だめな要件で御説明をさせていただきました地域防災計画上で定められたと言う事を申し上げましたけれども、現時点では定められていないので無理ですと言う答えてございます。地域防災計画で、中に盛り込んでそれが認められると言う事であれば防災の対策拠点として今、議員おっしゃったとおり新たに役場本庁舎が総合的な防災拠点施設と言う事になりますので、それがあってもかかわらず第2第3の防災拠点施設が制度上認められる、この様に道などに判断をしていただけると言う結果が出れば当然それは防災拠点施設として緊防債の対象になり得ることも可能だとは思っております。ただ、いずれにしても今の計画では無理と言う事ですので今、議員のおっしゃいました拠点施設そちらの方の緊防災の活用が出来るか、出来ないかと言うところも含めて有利な財源を確保する様に道の方とも協議させていただきたいというふうに思い先ほど御答弁申し上げたところでありますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 10番田甫議員。

○10番（田甫哲郎君） 若干、話が戻りますけれども、茶内支所の位置づけですけれども、これは咲きほど言ったとおり耐震補強工事を行われた場合、確実にここ数10年は改築と言う話にはなるので今と言う事で質問しているので、もし将来的に改築の可能性として10年、15年後その様な事が考えられますと言う事であれば、ここまでしつこく食い下がりがせません。外壁をいじらなくていいから何もやらないというのではなくて見た目の景観もでございますよ。外から見てその外壁に黒いカビみたいなものが発生してきている様な状態、ましてや内部の内壁を触ると結露か何かでブヨブヨしている状態なのは当然、町民課長もご存じだと思うんですけども、この長寿命化を図るという観点

で、この茶内支所はどの様に考えておられるのか、町長に答弁いただければと思います。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 今、浜中町で耐震をやってきたのは、本庁舎でやりまして、やっ
と茶内支所に移っています。ですからこの耐震調査って言うのは、逆に優先順位からい
くと役場の方が1番最後になってきたのが実態であります。そういう中で耐震調査をや
らしてもらって今後どう使っていくかと言う話、その意味からすると、まず耐震調査が
最大のところですので安全な施設をつくるという事がまず1点目だと思っていますし、
優先事項だと思っています。その後で今、耐震調査をやっている最中ですので協議して
いるんですけども逆に外壁に耐震力がないと言ったら外壁中心にやるから、私として
は、その方がいいんです。細かい話ですが内壁だと言ったら、どの様な工事をやってく
のかについては、これからも調査の結果を含めて検討しなくてはいけないと思っていま
す。そちらの方が難しいと思うのですが、今いる茶内支所の機械、人間も含めてどうす
るのか、今はそちらの方が悩んでいるんです。ぜひ、この耐震調査の結果を含めて、し
っかり私ども協議して実施設計に挑んでいきたいと思っていますけれども、その方々が
苦しいと思っています。ただ外壁だけだったら、逆に壁も含めて出来るのかなと言うふ
うに思っていましたけれども町からの整備と言うのは、意外と厳しいような気がしま
す。楽なようで楽でないというか、補修工事含めてですから、ぜひ時間をください。
そして今回の耐震調査の結果を見て、またそこで実施設計の協議も含めて進めていき
たいと思っています。その中で先ほど町民課長が言った一つは、茶内支所の扱い、そっ
ちも含め一緒に検討していきたいと言うお話で今言える事だと思います。もう少し待つ
ていただきたいと思っています。

○議長（波岡玄智君） 10番田甫議員。

○10番（田甫哲郎君） いずれ長く使える様な方向で考えていかななくてはいけないと
言うふうに理解したいと思います。1点、最後に確認ですけれども年度末にその結果を公
表すると言う話がありました。その方法等についての実施設計と言う話がございました
けれど、これは実施設計の調査費というか設計費と言うのは、新年度予算で反映され
るのか、それとも6月定例会の時期になるのか、この一点だけ確認したいと思います。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長

○企画財政課長（金澤剛君） ただ今のご質問について御答弁申し上げます。予算につ
きましては、できる限り新年度当初予算で組ませていただきたいなというふうに財政サ

イドの方では考えております。なお耐震診断結果で正式なものではないと言う事がございますので納期1月10日ですので新年度当初予算の編成時期には間に合う納期となっておりますので正式な診断結果に基づいては、先ほど支所長申しあげました様に支所の窓口への近辺は少なくとも来客対応で改修する必要があるかと思っておりますので、その分も含めて実施設計になろうかなと思っております。額につきましては、今はっきりとは申しあげる数字がございませんので実施設計費については、申しあげられませんが、極力、新年度当初予算で計上させていただきたいと思っておりますので御理解いただきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 10番田甫議員。

○10番（田甫哲郎君） 2点目の茶内保育所に関して伺います。改築場所で地中熱利用に関するボーリング調査が実施されるなど順調に進んでいるものかなというふうに考えております。それで、3月当初では、実施設計6月発注の12月中旬に納入されるというお話でしたけれども、この納期が30年2月に伸びた要因と言うのをまず伺っておきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 建設課長。

○建設課長（渡辺馨君） 納期が平成30年2月20日と約2カ月間延びた理由について申し上げます。平成29年の第1回定例会の予算審議の中で、実施設計の期間は現段階では6月中旬から12月中旬を予定していますと答弁いたしました。今年に入って地中熱の採熱調査委託業務の発注が10月になった事により保育所実施設計の終了が12月であれば採熱調査の期間が短いと言う事から納期を2月20日といたしました。以上です。

○議長（波岡玄智君） 10番田甫議員。

○10番（田甫哲郎君） この地中熱のボーリング調査も工事期間をすると言うお答えでした。それで関連ではないんですけども、この茶内保育所のボーリング調査をやったと同様に新庁舎の建設予定地でもこの調査というのは実施されたのでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 建設課長。

○建設課長（渡辺馨君） 新庁舎のボーリング調査につきましても先に今の保育所の方の調査が終わり次第12月4日から調査が開始になっておりまして年度内にその採熱量のデータがとれるのではないかと言う段階でございます。

○議長（波岡玄智君） 10番田甫議員。

○10番（田甫哲郎君） 茶内保育所に関しては、地場産木材を活用した木造建築というふうに理解をしております。この公共施設の木造化、木質化に関する補助事業と言う事で林野庁、国交省、環境省等それぞれ補助メニューが出ておりますけれども、これに関しては強度的なところを必要とするのはCLT等を活用した事業でなければならぬのかなと言うふうにも読み取れる様な内容になっておりますけれども、まずこの補助事業に関しまして、多分検討されているんだと思いますので検討内容と考えている財源及び総事業費というのは、いくらくらいで考えておられるのかお聞きしておきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 建設課長。

○建設課長（渡辺馨君） CLTの梁、壁などへの活用と言う御質問にお答えしたいと思います。CLT工法これにつきまして直交集成板ですけれども正式名称はクロス・ラミネーティド・ティンバーの略で挽き板を繊維方向が直交する様に接着したパネルを用いた建築工法でございます。現在このCLTを活用した中高層建築物等の木造化による新たな木材需要の創出に期待がかかっておりますが、茶内保育所のような低層の建物の場合は不向きである事、また管内ではCLT工法を扱っている業者がない事から、この工法は採用しない予定です。なお、御質問にありました地場産木材を活用した木造建築と理解しているという質問の内容でしたが茶内保育所では木造軸組工法で検討しており梁、柱などの断面が大きい材については地元カラマツの集成材の予定でございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 保育所長。

○保育所長（山口ひとみ君） 現時点で予定している事業費及び財源はと言う御質問にお答えいたします。現在実施設計を行っている段階ですので事業費については確定しておりませんが建物のみでおよそ6億から6億5,000万円くらいと見ております。あくまでも概算での数字であり確定したものではありません。財源について現段階では、過疎債の活用を予定しております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） CLTを使用して国庫補助の関係でございますけれども、建設課長から御答弁を申し上げましたとおり今回、この保育所については活用する見込みがないと言う事ですけれども仮に階層の高い建築物でCLTを活用した場合の補助の絡みで御説明申し上げますと建物工事全体に占めるCLTの割合15%と見込んで

その分うちの2分の1が国庫補助と言う事になりますので総体事業費に対する国庫補助、金額でいくと結構小さいのかなと思いますけれども、今回の場合については使用する見込みがないと言う事ですので、それ以上の詳しい事は、調査しておりません。簡単に概要を御説明申し上げますと補助の分については、その様になっております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 10番田甫議員。

○10番（田甫哲郎君） では3点目の新庁舎建設事業について数点お聞きいたします。基本設計段階ですけれども事業費は約45億円となる試算でございます。大変、大きな公共事業であると言うふうに考えております。当然、財政負担の軽減を図る一方、この事業に町内業者の参入機会を増やす事も考えていかなければならないのではないかなと言うふうに考えております。先般の新聞報道では、町負担が約10億円と報道されておりました。ただ、財政負担は、緊防債対象外の一般財源から9億2,600万円、緊防債の補助残30%で11億2,600万円の起債になるかと思っております。それで超負担と言う事と言うのであれば10億ではなく、約20億というものが町の負担になるものだと私は理解しております。これで間違いがないのかどうか、それと情報の発信に当たっても極力誤解を招かない様な丁寧な発信が必要ではないかと言うふうに思いますので、その点を伺っておきます。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） ただ今の御質問にお答え申し上げます。事業年度に起債を借り入れない分の負担分およそ10億円それと議員おっしゃりましたとおり緊防債の交付税参入後の残り分を今年度以降、実質負担しなければいけないというのは事実でございます。その総額をたすとおよそ20億円程度になるという事も議員おっしゃるとおりでございます。

また情報発信につきましては、その辺を含めまして今後も町民の方、議会に対しても、なるべく誤解を招かない様にきちんとした情報発信に務めさせていただきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 10番田甫議員。

○10番（田甫哲郎君） 霧多布以外の地区の津波避難対策事業、これは先ほど決算報告の中でもございましたけれども、それと先ほどお話しした茶内支所の改修、さらには、産業振興、子育て支援の充実などを考えますと極力新庁舎建設の事業費の抑制を図って

おくことが大切ではないかなというふうに考えます。それについて先般説明も受けまして担当課でも大変考えておられるんだろうと思いますけれども財政の観点からどの様に考えておられるのか、金額ではなく、この20億と言う負担を少しでも減らすべく、要は起債とか補助じゃなくて、その事業費の抑制を図ると言う観点では、財政の方でどう考えておられるのか伺っておきます。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） ただ今の御質問にお答えします。財政的なことを考えれば議員おっしゃるとおり事業費を抑えられるものは当然抑えるべきだとは思いますが。ただし抑えると言っても一度建てて整備すると50年使うと言う事になります。そういった長い目で見て抑えられるものは抑える、かけるべきものはかける、この辺はメリハリをつけて事業を実施する必要があるのかなと思いますけれども、短い期間ではございません。長く使うと言う事がありますので、きちんとかけなければいけない部分にはかけさせていただく。ただ、繰り返しになりますけれども、節約できる部分については、当然節約するべきだと言うふうに財政サイドの方では考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 10番田甫議員。

○10番（田甫哲郎君） 先般、この新庁舎は緊防債の返済計画それについては、説明をいただきましたけれども、今回の新庁舎で既に完成する給食センター、さらには先ほど茶内保育所でも過疎債による起債と考えていると言う話でございました。これで29年度の公債費予算は9億297万円と予算の17.3%を占めております。それでこの大きな事業、大きな工事が起債で賄われているわけですがけれども、今後の公債費、これの推移というのは、例えば%でも結構ですのでどのくらいやると言うふうに試算されておられるでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） ただ今の御質問にお答えし申し上げます。現在のあくまでも見込みでございますが総体事業費45億円と仮定したとして、それと先ほど茶内保育所6億円から6億5,000万円と言うお話をさせていただきましたけれども、その数字に基づいた、あくまでも試算でお話しさせていただきたいと思っております。議員御存じのとおり本年度の公債費の予算につきましては、およそ9億円です。ここ数年、公債費の予算につきましては8億円から9億円の範囲内で推移しております。財政再建プランの時に借入額、償還額を借入金で下回る様に努力してまいりました。特別な事情がある

場合を除いて合わせて過疎債等の有利な起債を活用するという事で取り組んできました。先ほど議員おっしゃいましたとおり給食センターが本年度完成いたします。そういった関係で給食センター、今年借入れ7億1,670万円を予定してございます。さらには保育所の事業費からいくと、過疎債100%を充当で6億円程度見込まなければいけないのかなと思っておりますけれども、さらには庁舎の関係で先日、協議会でも御説明申し上げましたけれども37億5,560万円、総体事業費で追いかけて、それをもとに試算いたしました。庁舎の緊防債につきましては、マックスで25年償還と言う事がございますので、単年度、負担を抑える観点から金利が安い時代でもございますので、長くずっととる事が出来るものについては極力長くにとって単年度の負担を小さくしようと言う事を考えながらの試算でございます。この償還が増え始めるのは平成33年度からと元金据置期間がありますので33年度から増加し始めます。33年度で9億8,200万円程度になるのかなと思っております。まだ徐々に増えていきまして平成39年度の12億8,000万円がピークだと思っております。その後12億円以上償還しなければならぬのは平成41年度まで43年度位から現行で今の8億円から9億円台位におさまるのではないかと見込んでおります。また、同期間中のいわゆる財政健全化判断比率の関係になりますけれども、実質公債費比率、将来負担比率でございます。28年度の決算ベースでの実質公債比率10.1%と言う事で前議会で報告をさせていただいておりますけれども、こちらについてピークを迎えるのは、平成35年度で11.4がピークではないかなというふうに試算しております。

また将来の負担比率ですけれども、こちらにつきましては平成33年度がピークなるのではないかと考えております。要は借りてしまつて元金が一番大きい時は、いつかと言うところでございますけれども、それで89から90%くらいがピークの数字になるのかなというふうに試算しているところであります。以上です。

○議長（波岡玄智君） 10番田甫議員。

○10番（田甫哲郎君） 先ほど財政の観点からも極力抑えてきた。しかし必要などころは必要だと、向こう50年60年と使うものを建てわけですから、それは理解できるところであります。ただ、今後実施設計を進める中で各担当でそれぞれ業者との間での工事内容については、詳細を詰めていこうと思われらるんですけども、これを中間と言う形になつても結構ですので、ぜひ内容等について議会と協議する場を持っていたきたいなというふうに考えていますけれども、お考えはあるでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） 議員おっしゃられました様に来年の6月末までの実施設計の計画期間と言う事であります。その中におきましては、色々な今おっしゃられました事業費の抑制こういった部分も含めて、これから検討して進めて行くわけでございますけれども、この実施設計の作業の中において新庁舎本体あるいは避難道路防災広場それから周辺施設整備こういったところを始めとしたものの整備の実施設計の期間の中において進捗状況それから当然、検討内容、事業費の抑制に掛かる分、こういったところの作業状況、こういった部分の報告を行いたいと思っております。どのタイミングかというのはございますけれども、そういったことは議会の方へ可能な限り情報を提供しながら、これらがある程度見えてきた段階で時期的にいつと言う事は、この場ではちょっと申し上げられませんが、実施設計を進める中で状況報告をしてこれから取り組んで行きたいと考えております。

○議長（波岡玄智君） 10番田甫議員。

○10番（田甫哲郎君） 実施設計に向けてなんですけれども行政サイドと業者との協議の中で出てきた形として見えてくるものでありますよね。それに対して議会として、もっとこうする方法があるんじゃないのかと言う様なものを反映していただきたいので、ぜひ、そういう場をそういう視点で実施していただきたいと考えておりますけれども単に報告を受けると言う事だけではなく知恵を出し合うとか、それを事業に反映させるという視点でどうお考えなのか伺っておきます。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） いろいろとまた個別の整備の部分もありますし、そういったところでは抑制する中での例えば広報ですとかそういったところは抑制した形でこういう広報に今、考えているという様な事もお示ししながら、更に詰めていけるという部分のやりとりも含めて進めていきたいと考えております。

○議長（波岡玄智君） 10番田甫議員。

○10番（田甫哲郎君） ぜひ、お願いいたします。最後になりますけれども本年9月に落成した厚岸消防署がございます。これは総事業費が約16億円と言う事でございました。消防議会の方に示されたのが、本体、建築本体工事も、分けて発注されていたわけですが。ある議員から、どの様な趣旨でこういう発注の仕方になったのかと言う中で極力、地元の業者、町内の業者さんの参入機会を増やす目的で形をとりましたと言う説明

がございました。土木工事に関してもそうですし、電気機械設備に関しても分割して発注するという、こういうやり方もあるのかなという思いで聞いておりましたので、最初に申したとおり本当にこんな大きな事業と言うのは、そうそうある訳ではございませんので、ぜひ町内の関連する業者が極力参入できる様な機会と言う事で考えておられるんでしょうけれど、例えばどの様な方法があるのか、もし示せるのであれば示していただきたいのと考えがあるのであれば、その様にお答えいただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 建設課長。

○建設課長（渡辺馨君） 地元業者の参入を図っていくという観点から工区の分割発注も念頭にすべきと言う事でしたが、地元業者の参入につきましては十分検討しております。現段階では工区の分割発注については、工事の規模や金額等が確定しておりませんので今後の動向も考慮しながら詰めてまいりたいと考えております。今、お話あった厚岸の消防庁舎の形でこれにつきましては、建築主体電気設備、機械設備をそれぞれ工区分けしていると言うやり方をしておりますが、今の事業規模から言ったら、この様な分割発注も当然考えないとならないかなと現段階での意見でございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） この際、暫時休憩します。

(休憩 午前 12時02分)

(再開 午後 1時00分)

○議長（波岡玄智君） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

加藤議員。

○1番(加藤弘二君) 質問項目に従いまして2項目に亘ってお願いしたいと思います。

まず、1点目は、自然景観を失わない太陽光発電パネルの広がりを願う。ちょっとわかりづらいかもしれませんが、自然を覆うようにしてバタバタと太陽光発電が創られていく。これを見てうまくないなとは思いますが、将来のエネルギーを何に頼るかと言ったら、現在使われている様々なエネルギーは、いろんな問題がありまして、それを縮小すると言う方向になっている様に思われます。その時に太陽光発電は、何かの障害はあるかも知れませんが、未来のエネルギーとして、これは止めるわけにはいかない、そういうものでないのかなと思いつつ質問したいと思います。我が町のまちづくりの最大の課題は、人口減に歯止めをかけ1次産業の酪農、漁業の安定

的な経営、発展ではないでしょうか。素敵な浜中町で自慢できる事の筆頭は雄大な大自然です。車から降りて背伸びをし、ふと周囲を見渡すと、どこであってもそこは壮大な観光スポットなんです。釧根台地では広々とした牧草地や草を食む牛たちの放牧風景、海岸線では涙岬から初田牛まで波打ち寄せる渚、中でも車で走れる渚のドライブウェイは、裸足になって海で遊びたくなるそういう場所でもあります。将来のまちづくりを構想する際、町の景観を損なわず残しておく事が大きな財産でもあると思います。この雄大な浜中町の大自然を覆い隠す太陽光発電パネルが建てられ、とどまる事を知らない勢いです。町民が住宅用に建てるパネルには、私は異論ありません。しかし、今は町外の業者が、町民所有の土地を買ったり借りたりしてパネルを建てています。空き地であればどこにでも建てられる。発電で得たお金は町外の業者の懐に入る。町にとっては大きな損失です。現在その様な土地が町外の業者で何件、そして何平方メートルに及んでいるか、地域ごとに示すことが出来ますかと言うのが最初の質問であります。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） ただ今の御質問ですけれども、件数の方については後ほどと言う事で、現在の太陽光パネル等の現状等、町で今思っていることを御説明させていただきますと思います。9月の定例会で9番議員からも、御質問がありましてお答えしたところですが本町の景観行政ですけれども、これまで本町が景観行政団体ではない事から北海道が景観行政団体として定めた北海道の条例、計画等に基づいてこれまで行ってきております。国では再生可能エネルギーを推進する観点から、FIT制度が導入されるなど、この様な関係から議員おっしゃるとおり太陽光パネルが建設されているのかなと思っております。また議員おっしゃったとおり、それに伴って景色が見えにくくなっているのも事実であろうかと思っております。本町内の太陽光パネルですけれども、個人所有の遊休地を利用したものと言う事ですけれども現行の制度では建設を規制する事が出来ないと言うふうに思っております。景観条例の制定や景観計画の策定を検討しなければいけない時期がやってきたのかなと町側としても思っているところでございます。ただ、そう言いながらも景観法第9条第1項、景観行政団体は計画を定めようとする時は、あらかじめ公聴会の開催等住民の意見をさせるために必要な措置を講ずるものと規定されています。本町は景観行政団体ではないんですけれども今後条例等を策定するに当たりましては、当然住民の意見を広く聞いていかなければならないと思っ

おります。その様な事から今後におきましては、住民アンケートを実施したり、あるいは公聴会を開く等して住民の意見を広く集めまして今後の対策に備えさせていただきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 税務課長。

○税務課長（梅田一光君） 地域ごとに設置数って言われたんですけども、地域ごとはちょっと調べてまとまってないんですが、全体の数で説明します。10kW未満が125人で140基、10キロワット以上が26人で47基、非該当っていうのは、屋根にパネル等設置していて申告の義務のないものが44名で44基であります。先ほど言った人数のうちですね、町外の方は5人で7基設置しております。しかしですね、なかなかうちの方も今一生懸命現地を回って調べて歩いているんですが、広い町なものですから、どこに出来たのか、なかなか把握できなくて、しょっちゅう歩いては、いつここに建ったのかと言うぐらいに建っているんで、この数字が10月末現在くらいの数字なんで、その後もどんどん建っていますので、今日も職員が現地を回って確認しておりますので、もう少し増えるのかなと思っています。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 企画財政課長並びに税務課長の話は理解できました。それで太陽光パネルを建てた場合の不動産、固定資産税それを調べると言う事では、業者の方から申請して来るのを待つのか、町自体が積極的に町に出て新しく建てた部分について調べて、その土地は誰の土地で、どこの業者が建てたものか、そういう事の調査しか調べる事が出来ない、あるいは土地を売却した人からの売買先登録、この登録の変更等で税務課が調べる、そういう事でしょうか。

○議長（波岡玄智君） 税務課長。

○税務課長（梅田一光君） 基本的には、償却資産の報告は義務化されておりまして、設置者本人から申告されるのが通常であります。ただし多分、太陽光を建てる時に業者の方から役場の方に償却資産の申告をなさいと言う事を言われないうまま来ている場合があるので、その部分は私どもが現地を確認させてもらい本人と会って、ここに3基建ってるけど2基建っているけど、お宅さんので間違いはないですかと言う事であれば償却資産の申告をしてくださいと言う事で、この150万円以上については1.4%が税額になります。3年間は、特例としてその税額の3分の2が課税となって3分の1が免除になります。やっぱり償却資産の申告と共に所得の申告も一緒にしなければなりません。

るので償却資産の報告義務と申告の時に経費として見れる権利が発生する事をきちんと指導しながら今、歩いていますけれども先ほど言ったとおり今、早いので4日くらいで建つんですよ。今始まったなと思ったら4日位で出来ちゃうところがあるので、なかなか追いつけないのが現状です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 今の件で調査するという事で、ぜひこまめに調べて、半年に1回なりで報告していただける様にしたら私は、ありがたいなと思います。先ほどの企画財政課長の説明の中で町民からのアンケートがあるんですけども、それがこのパネルを建てる事についてどうなのかと言う事での問いに対して、初めからここに生まれ育った方々は、私の様によそからポッとやってきた者の見方と全く違うんですよ。先日も私、家の前に太陽光パネルが、だんだん向こうから迫ってきたので、土地の所有者は組合ではないかなと思って、組合に行ったら、あれは借りたんだって言われて、土地の所有者を見つけまして、これどんどん攻めてくるんだけど、困るんだよねって言ったら、何、先生困るのかって。何で困るのよって。いや、家の窓から太陽上がってくると海から上がってくるのが、ちょうど頭の上から見えるんですよ。あれが消えたらね、ここに住んでいる意味がないし、あるいは夕方ずーっと、湿原の奥に太陽が沈むと、バーッとドア全部開けると部屋の中で太陽が走るんですよ。こんな素敵なところに住んでいる人なんか居ないかと思うくらい贅沢な所に私住んでいるんですよ。いやそれが無くなると困るからって言ったらね。へー、そんな考えもあるのかと。俺たちな、太陽光のパネルあちこち建ってきたら、何か景気の良いような感じで見ていて、何か町らしい感じができていいなと俺考えて言って、加藤の様な考えをしている人、初めて聞いて、あんたが言いに来て良かったって言うんですよ。それでも地主さんは加藤さん、安心しなさいって。あなたの手前までで工事が終わりました。手前までの土地は売りましたって、でもこっち側のあなたの家の方は、これからも売る予定もないし、安心していただけるよって言ってくれたので、私はそうでしたかと言う様な事で私は他の所から来たので、もう本当に、この大自然というのは大好きなんですよ。だから、長くここに住んでいようと思えば、これからの浜中町のまちづくりで人口がどんどんどんどん減っていく中で、霧高の生徒が「浜中学」なんて出してきて勉強して勉強して、外に出たら帰って来て、そして浜中町のために働くんだなんて言う発表会もありまして、すごい良い事をやっているなと思いました。そういう彼らも、ここで育っていながら、やっぱり自然の美しさ

が他所に行って初めて分かったと言う風に言っているんですよ。そういう事からすれば私は、これ以上むやみに言ったら言葉悪いかもしれないけれども太陽光パネルを建てると言うのは、まちづくりにとってもマイナスになるので待たして欲しいとそんな風に思って何とかいい方法でこれをストップさせる事は出来ないのかと言う事で、これからもちょっと質問が続くんですけども、その様な気持ちで太陽光パネルは計画的に他の業者の勝手に、そこに建てられては困ると言う気持ちなんですけれども町長はどのような受けとめ方をしておりますでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 質問の答えになるかどうか分かりませんが、私もそういうことからすると、入ってきた1人でありますから、どういうふうに思うかと言うのが個々ばらばらにあるんだろうと思っております。ただ、太陽光の部分では本当に今もし、条例ですとかそういう部分もやるとすれば、やっぱりアンケートから始まって公聴会や普通そういう状況になって行くと思うんです。ただ、これだけ出来てしまった段階で大変難しいと思っております。やった人と、これからやりたいと言う人も含めるとすれば、本当に難しいのかなと思っております。湿原の部分で守れるところは、しっかり守っていかねばならないと言う風に思っているんです。ですから、そういう意味では規制をかける、それからアンケートするこれを含めて大変厳しいですけども、これ以上やらないでくれと言う風には、町長としても言いづらいと思います。今まで建っているものも含めるから、なお難しいだろうと思っておりますけれども、やっぱり地域の声もしっかり聞かないといけないと思っております。ただ、これは浜中町にとっては今、多く建っているのは、海岸線の方面にずらっと建てますけれども、もう建たないのではないかという風に変な願望も持っていますけれども、ちょっとわかりませが、これから関係者、また関係団体、関係課含めて、この事について少しでも、そういう町民の意見を聞いて、声を聞いて抑えられる物があつたらしっかり抑えて行きたいなと言う風に今思っているところであります。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 今、町長の考えを述べられました。やっぱり自然を残すと言う点では、これ以上は困るけれども、この流れを止める言う事は、とても難しいと言う町長のお答えでした。それで私逆に後ろの方にも書いたかと思うんですけど、町自体が太陽光パネル発電に踏み出して、これから浜中町として太陽光パネル発電に力を入れて

将来の電源を太陽光パネルに移行する様な、そういう緩やかに移行する計画を立てていくので、そのパネルをどこに建設するかについては今後、各町内会ごと、例えば暮別別町内会では、自分たちの電源を守るために、ここの地域に太陽光パネルを設置する場所にするなどと言う風に自治会ごとにそうやって決めて100%賄うというところまでいかないけれども50%なり60%を町の施設で賄って、将来的に賄っていくという計画を打ち出す事によって、皆さんの所有している土地で自然環境景観を整えるという意味からすれば、みんなで発電場所は、これから考えていくんだと言う様な事を打ち上げて、まちづくりを考えていってはどうかかなと私考えるんですけど、その点について町サイドとしては、検討したことがありますでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） ただ今の御質問にお答えします。まず、検討したことがあるのかと言う事ですけれども、現在、検討した経緯はございません。ただ、3.11の原発事故を見てもそうですし、あるいは火力発電所で地球温暖化と叫ばれております。そういった様な事から国でも再生可能エネルギーを推進しているのかなと言う事を考えますと、本町の将来のエネルギービジョンを考える事は、必要だと思っております。議員おっしゃいました自治会にと言うお話でございますけれども、先ほど住民アンケート等と言うお話をさせていただきましたが、自治会に対してそういった事も含めてお話を聞いていきたいという風に考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 今、その様な方向で考えてみたいという事ですけれども、私としては、何とかこれからの質問にも関係するので確信を持ってその方向に進むという結論を出しながら、住民のアンケートをとっていただきたいなとそんな風に思うんです。それで自然環境を守るということで言いますと、太陽光パネルを設置する時に杭を打って、うちの前に建っているやつでは、100メートルほどのやつを3列に並べて建っているのが6基あるんですね。それを見ても、表土を30センチくらい最初削るんですね。削って平らにして、そこから杭を埋めるんです。私の前の葦などが生えている太陽光パネルの建っている場所は、春はヒバリがピーチク、パーチクですね。もう本当に恋の季節で上空100メートル、70メートルくらいの所に目を凝らして見ると、ヒバリがたくさん上空にいて、鳴き叫んでいたり、あるいは、時々オオジシギが急降下して羽の音をザーっと出しながら、地面すれすれまで降りてきて、ぱっと昇るなどね。

それからネズミなんかいっぱい居ますよね。いろんなネズミ居て、たくさん私の家にも入ってきて捕まえられるんですけど、トガリネズミから普通のイエネズミの様な奴も沢山いますね、そういう動物が沢山生きている、生息している。そういう自然豊かな所なので私は、この自然をそういう金もうけのためにと言ったら、ちょっと失礼ですけども、自然破壊しながらと言う事では僕は、ぜひ止めていただきたいなとそんな風に思っています。私がこんな風に町として太陽光パネルを建てていく、そういう計画を立てながら、良い方法があれば示してもらいたいと言う事なんですけれども、是非やっぱり役場の方で、職員の方で考えていただいて、是非この質問には前向きに答えていただきたいと思います。

それから近い将来、石炭石油など化石燃料は地球温暖化による気候の激変に繋がるとして、徐々に縮小されて行くと思います。COP23あたりで、アメリカと日本が石炭火力発電所をつくって広めていく事を約束したと言う事で世界から大変批判を受けております。また、原子力発電では放射性廃棄物の処理が不能となって海上投棄しか考えられない様な状況に今なっていて、また無数の活断層の基で日本において第2第3の原発事故が起きる前に、原子力発電の全てを廃炉にしていかなければならないというふうに私は多くの国民が思っているんですが、しかし原発廃炉にすると言う方向も今の国は、残念ながら持っていません。それについても私は町長の考えは求めませんけれども、そういうことから考えても、太陽光パネル発電というのは、町として自然エネルギーでの自給自足の計画を立てると言うことが必要ではないのかな。そんな風に思います。そんな風に太陽光パネルを建てていくっていうこともあるんですが、自分たち個人として個人としてやっぱり、電力の節約っていうかですね、節電、あるいはエネルギーを少なくしていく努力も今から求められていると思います。家庭で使う電力、私なんかは相当、部屋も一杯あるせいか、1カ月の電気料は高いかなと思って、いつも妻に怒られています。その電気料3分の2に減らせると、どんなに良いのかと言われてみたり、あるいは車の台数も家族の数ほど乗用車はあります。私はガソリンや軽油、この使用は、船外機だとか、船のエンジンだとか、あるいはトラクター、あるいは農業機械などで使う物はこれは生産に使うものですから普通に走っている車については、極力減少していく、少なくしていく、これがCO2を少なくしていくという事に大きく繋がるものでないかなと思うんです。こんなもの建てれ、あんなもの建てれと言っても、そういう節約する決まりも自分たちできちっと作っていかなければ駄目かなという風に思います。それと

今、車のお話をしますと、最近ではもう20年もしたら福祉タクシーなど要らないと言う事で、それを何するのかと言ったら、自動で動くと言うんです。ボタンひとつ押したら、運転しなくても自動で病院まで運んでくれる車もあるから福祉タクシーなんか使わなくてもいいじゃないかと言う様な事を言う人もいるのですが、でも人口減に歯止めをかけるといながらも確実に老人が多くなってきて免許も返上しなければならない方々もたくさん増えてくる、そういう時に公共的な福祉タクシーなども考える必要があるのではないかと私は思うんですが、町としてその様な事も考えておられますか。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） 原発のお話をされましたけど、確かに原発事故のリスク等ありますので個人的な考え方も若干入ってしまうかもしれませんが、再生可能エネルギーの推進というのは考えなければいけない課題だというふうに思っております。あと、それと節電の関係等、車関係について御答弁申し上げたいと思っておりますけれども、電気の使用料ですけれども実は平成24年に一般社団法人省エネルギーセンターが出した報告書というのがございまして、その報告書の中に1世帯当たりの年間平均電力消費量というのがございます。1世帯当たり平均すると年間4432kW、1カ月にすると369kWと言う事になるんですけど単純に1日では10kWちょっとかなって言うところです。私自身も電気料が安くなれば良いなとは思っておりますけれども、現在の使用料3分の2にすると言う事になりますと、これ4432に対しまして2954と単純に計算しますと1日での使用量8kWになると言う事になるのですが北海道経済産業局が発行しているものもございまして冷蔵庫の設定温度、強から中にする事によってどれだけの電気を節約できるのかとあります。そうする事で年間61.72kWは1日にすると0.17キロワットしか節電できないそうなんです。それでいくと家電製品、冷蔵庫は、結構電気料を消費するのかなと思うんですけれども、その冷蔵庫でもその程度それを考えると1日2kWの節電はかなり厳しいのかなというふうに考えている次第です。ただ町としては当然のごとく節電していただきたいと言う思いがありますので広報等を通じてですね、節電の呼びかけは、今後ともさせていただきたいというふうに思っているところであります。

次に車関係ですけれども、議員おっしゃいましたとおり産業に関係する部分については、いた仕方ないと言うところでありまして、車社会で家族数が多ければ多いなりに車の台数も多いと、家族数が多くなれば、それぞれ車の使用用途も変わってくる、

例えば5人家族であればお父さんお母さん漁業をやりながら、息子さんだったり娘さんだったりはどこかへ就職して自宅から通勤していると言う事もあります。そういった事では使用目的が違うと言う部分もありますので、一概に車を減らすと言うのも難しいのかなと考えているところがございます。また中には、おじいちゃんおばあちゃんを通院させるために軽トラックのほ他に乗用をもう1台必要だと言う御家庭もあるのかなと言う気もしますので、この辺についてもかなり難しい問題なのかなというふうに思っています。以上です。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 福祉タクシーについての御質問について福祉保健課より御説明いたします。現在、町では、高齢者の足の確保として福祉タクシーという名前ではありませんけれども、社会福祉協議会に委託して自宅から医療機関や買い物、近郊などへの送迎サービスというのを行っています。それと民間業者に委託して釧路バスの運行地域を除く町内の地域からゆうゆうへの送迎バスを運行しており免許を返上した高齢者の方々に利用していただくというサービスを既に行っているところがございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） この件について、色々ご答弁いただきましたが、町の福祉タクシーにしてもこれから、もっと増えてくるかなと思いますので、それらに対応できる様な仕組みでサービスを展開していただきたいと言う事、あとは自らが電源を確保できる様な計画も建てていただきたいと言う事を再度述べてこの件の質問は終わりたいと思います。

次に、2つ目の不妊治療の交通費助成を道として実施して欲しいと言う質問です。結婚して子どもを産み、育てる中で、先日、高校生を持つ若いお母さんから浜中町は子育てで大変ありがたい制度があり管内一だねって。これ私の教え子だったんですけども。医療費はすーっと助かってきたし、それから今度息子たちが後を継いだら毎月5万円ずつ3年間出るって言う、そう言う制度もできたんだよね。こんな町は、他に無いよって。すごい元気に言って喜んでくれました。

一方、結婚はしたけれども、不妊で悩んでいる方もおられます。浜中町から産婦人科も遠く釧路や札幌での不妊治療に通っている様です。それで最初の質問は27年度28年度の不妊治療を受けた方の人数を知りたいです。以上よろしくお願いします。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 不妊治療を受けて北海道で実施しております助成制度また町の助成制度を利用した方の人数についてお答えいたします。27年度は、北海道の助成を受けた方が1名で3回の助成を受けていらっしゃいます。町の助成を受けた方は、いらっしゃいません。と言うか28年度から町の助成を実施しておりました。28年度は北海道も町の助成も受けた方はおりません。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 今の答弁で私ちょっと少ないなと思ったんですが不妊治療を受けた方は国の助成制度あるいは道・町の助成制度などがある事を知らないで自分で受けて町がその状況を把握できなかったと言う事はあり得ないことなんでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 町の助成や北海道の助成を受けないで治療を受けた方の人数については、把握しておりません。というか把握するには、個人個人に聞いてみなければわかりませんので保険適用されてないで治療を受けている方については、自費で払っていらっしゃいますので、その方の人数についてこちらの方では把握はできない状況というふうになっております。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 私はこの間、5.6人の方に合わせて、不妊治療はやられましたかって聞いたんです。そしたらほとんどの方は、試みていますと言う返事だったので、今、福祉保健課長が言った数字がちょっと小さいなって、私は思ったんです。ということでは、国や町の助成を受けずに自分の保険で治療したという方がおられると言う事でよろしいでしょうか。その点1点。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 助成を受けないで治療を受けた方については、おられるかもしれませんが、数的には実際何人いるとか、そういうことの把握はできません。けれどもいらっしゃる可能性はあります。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 2点目行きます。治療にかかる1回の費用は、国でいくら、町の助成でいくらかということをお聞かせください。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 不妊治療については様々な方法がございます。大きく分けて3つの方法がありますので、3つの方法に分けて治療にかかる費用と助成金の内容についてお答えいたします。まず1つ目はタイミング法と言います。治療の内容は排卵日を予測して、自然な妊娠を期待する治療法で、かかる費用は1回の治療で5,000円から1万円かかります。ただ、この治療については保険適用になりますので、国、道、町からの助成はありません。2つ目の治療法として人工授精という方法があります。治療法の内容は、排卵のタイミングに合わせて、卵子が胎内にある状態で人工的に受精させる治療法です。かかる費用は1回の治療で約1万円から3万円かかります。助成としては町の助成がありまして、1年度につき5万円。3年度を限度とする助成があります。3つ目の方法として体外受精、顕微授精という方法がございます。これの治療方法としては体外から卵子を取り出して受精させる治療法です。かかる費用は1回の治療で30万円から60万円。この治療法についての助成は、国が定めて北海道が実施する助成金がありまして、1回の治療に対して15万円で、初回が40歳未満の方では通算6回、初回が43歳未満の方で通算3回が限度とする助成がございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） ありがとうございます。3つの方法があると言われましたが、次の質問ですけれども、不妊治療にかかる通院は、1回の妊娠に至るまで、およそ1人の人が妊娠に至るまで6回くらい通院しなくちゃならないと言う事聞いていました。これは先ほど課長が説明の中で言われた様に、3番目の体外受精の場合の件かなと思いますが、1回の妊娠に至るまで6回通院しなくてはならないと言う話を聞いておりますけれども、この件について必ず6回なのか、それとも4回で終わるのか、その辺のところはいかがでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 通院が何回必要かという御質問についてお答えいたします。3つの方法別に通院回数についてお答えいたします。先ほどの1つ目のタイミング法ですけれども、1カ月に1回の受診となります。排卵誘発剤を使う場合は1回の治療について月2回から4回の通院ということで少し回数が増えます。それと、2つ目の人工授精については、1回の治療について月2回の通院が必要です。先ほどと同じ様に薬を使う場合は月3回から5回の通院が必要になってきます。それと3つ目の体外受精、顕微授精については、1回の治療について3回から5回の通院が必要です。それで、

妊娠に至るまでの期間というのは人それぞれに違いますので1回につき、今言った様な回数が必要ですが、それが妊娠に至るまで1回の治療で終わる方もいらっしゃいますし、それが何回も重なって妊娠に至るまでそれが続けられるということで、人それぞれで回数は変わってくるかと思えます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） ありがとうございました。次は婦人科に通うには、勇気の要る事であり、夫や妻の仕事の関係もあり、職場を休むことも億劫な状況にあると思えます。不妊治療にかかる有給休暇の制度はあるのか。もし無いとすれば、産前休暇に含ませる制度など、他に考えられるものは無いかと言う事であります。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 不妊治療に係る有給休暇の制度についてお答えいたします。労働者の休暇に関する法律として労働基準法というのがございます。労働基準法の中では、有給休暇についての取り組みというのはありますけれども、不妊治療に特化した治療の取り決めについてはありません。有給休暇については個人の自由でとれることとなりますので、不妊治療に係る休暇も有給休暇の中で取得することができます。それで企業によって独自に不妊治療のための休暇制度を設けているところがございます。それとファミリーサポート休暇という名称で、介護休暇とか不妊治療休暇とか、何種類かの休暇の種類を設けて自由に休むことができる。そういう理由で休むことができる制度を設けている所がありますので、それぞれの企業で休暇の制度を設けることはできると思えます。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 休暇制度については、有給休暇というのがあるということで了解しました。先ほど治療にかかる治療費用等を3点目については、30万から、60万のぐらいかかりますという事で、補助も国や道を通して町からもあるという、そういう様な話を聞きましたが、この浜中町には婦人科が無いんで、釧路の婦人科に通う場合があると思えます。でも、私の聞いたところでは札幌の方の専門的な婦人科に通っていたという場合もあるんですね。それで往復JRで行ったにしても1日で帰ってくるっていうのは、大変そうでありまして、やっぱり1泊して帰ってくるっていうのが普通じゃないかなと思うんです。若い人は車で行くっていうか、車で往復すると言う人もいると思うんですけれど、我々の時代では妊娠に関わっては、車に乗ったら流産するよって、ず

つと言われてたんで、妊娠したら車に乗るなってずっとと言われて来ておりましたので、私はJRが良いのかなって思ってるんですね。そういう点で我が町において不妊治療に行く場合は、町から交通費の補助というものも出すということでどうだろうか。それで中々これは、職場で休み中に行くんだってということも、よっぽど使用できる人じゃないと言えないことだし、それから1回に2万円も1往復するだけでかかるし、それが4回も5回もあると大変な支出になるという事から私は交通費補助を思い切って出してはどうか。これは画期的なことだなと思うんですよね。なかなか思ったように不妊治療で受精するっていうのは、珍しいことですね。でも何かやれるだけ行ってみようかという、そういう後押しって言うのは、私は大事だと思うんです。通院費を保障して1回ずつと試みてやってみた。2年目もやってみた。3年間もやってみただけ駄目だった。と言う事では、私はあきらめがつくと思います。不妊治療で受精するというのも100%あるわけではないしね、不妊治療を受けなくても、結婚して10年経ったらポカッとできちゃったっていう例もありますよね。そういう点では妊娠するっていうのは、神がかり的な、そういうものだなって私は思います。ですから何とか若い夫婦に、少なくとも3回は治療に行ける様な環境を町として作ってやる。そのことが浜中町を更に子育てに産まれたら病院はタダだし、他にもいろんな若いお母さん方の相談相手になってくれる福祉の取り組みもあるし、凄いいい所だよって言う、そういうことで浜中町にやって来る方もおられるかなと、そんなふう思うんですよ。そういう点で、是非それを実現して欲しい。そんなふうにしていろんな人の意見を聞いてみたら、こんな場合どうするんだって、そして他所からやって来て、子どもまで出来ちゃった。喜んでいなくなってしまうたらどうするんだっていう方もおましてね。いやそれあんた、義理と人情と道徳的に考えてもね、やっぱり少なくとも、高校くらいは卒業するとか、15歳までは居てもらおうとかね、そう言う歯止めをかける様な事もやるとすれば、浜中町ではやってもらえるだろうかなというふうに私は思うんですよね。そういう点で何とかこの事が、多少お金はかかるんですけども、若い夫婦にとって、非常に嬉しい投資じゃないかなと思いますね。こういう制度、支援制度ですね、是非作っていただきたいと思いますが、ここは町長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 浜中町で、今出しているのは、浜中町一般不妊治療費助成事業実施要綱の中で先ほども説明しましたけども1年次1年間で5万円。それは3年限度あり

ますよと。28年度からやりましたけど、今、1件も無いわけです。その中で、やはりこの事が増えてくるだとか、そういう事も含めて、それとまたその受ける方々の意向も、これ聞くっていうのはすごく難しいんですけども。受けるという事になって来ると当然お話はできると思うんですけども。そういう事があって増えてくる。今回のうちの28年から始めた事業が増えてくるようになってくるとまた一考の余地はあるんじゃないかというふうに思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○9番（川村義春君） 通告順に従い一般質問をさせていただきます。最初に、新年度の予算編成と重点施策についてであります。1点目、新年度における町政執行の基本姿勢は、地域を支える地場産業の振興、災害に強いまちづくり、若い世代への子育て支援の充実、これを柱に予算編成方針が各課に打ち出されていると思います。この主要テーマごとに、優先して予算措置される重点事業の概要についてお知らせをいただきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長

○企画財政課長（金澤剛君） ただ今の御質問にお答え申し上げます。平成30年度の予算編成につきましては、先月11月10日付けで各課に示達しております。今回の予算編成方針ですけれども、本町の災害対策の拠点ともなる役場新庁舎の建設、少子高齢化の進展に伴う少子化対策事業や高齢者等福祉対策等の増加も避けられない状況の中、本町の基幹産業である農漁業の振興のほか、山積する課題に対応すべく、各種施策を展開するには多額の資金需要が見込まれることが予想されることを念頭に、平成30年度の地方交付税は、総務省の概算要求ベースで平成29年度対比2.5%で非常に厳しいものであること。更には実質公債費比率は平成28年度決算で10.1%、前年度並みではあるが、今後において新庁舎建設等もあり、更なる改善に取り組む必要があること。町長がまちづくりの基本的な柱とする。地域を支える地場産業の振興。安全な暮らしを守る災害に強いまちづくり、若い世代の子育て支援の充実、それに今回、学校、家庭、地域と連携した教育の推進を加えて、4つを重点項目として、重点事業について第5期浜中町新しいまちづくり総合計画実施計画、更には、本町の人口減少対策の指針でもあります浜中町創生総合戦略との整合性を図る事という、3つを踏まえ予算要求するよう各課に示達しております。また昨年のまちづくり懇談会における要望事項、更には地域要望のあった事項について平成29年度で未実施となったものは各自治会への回答内

容をしっかりと確認しながら予算要求するよう予算編成方針で示しているところであり
ます。現時点ですけれども予算編成前ですので、具体的に予算措置する重点事業確定し
てないところでもあります。4つの重点項目に関連する事業につきましては、これまでに
実施して来ておりますものを含めて、必要性や優先度、更には今後の見通しや方向性を
踏まえると共に、平成31年度までの総合計画、実施計画のローリングを行いながら、
極力予算に反映させていきたいという考えで示達しておりますので、御理解いただき
たいと思います。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○9番（川村義春君） 三つの柱に加えて、学校、家庭、地域と連携した教育の推進
というのは、考えられている四つの重点施策いうふうに理解をいたしました。昔の話な
んですが、私、平成24年9月の定例会で、予算編成方針に重点項目を定めた上で、各
課に通知すべきということで質問をしております。その結果ですね。12月時点では、
予算編成方針に重点事業が箇条書きに示されて、非常に多様な早さ、対応が早くて、非
常に良いなと言う事で評価してきたところでもあります。今回、企画財政課長の方から次
年度の予算編成方針の総論、総体的なことは今聞きましたので、大体のところはわかり
ました。それで、これから各課から予算が出てくる。そういうことを踏まえて具体的に
事業を進めていきますよってということも理解をいたします。私の希望としてはできれば
過去に平成25年の12月に出されたような仕組みでされるのが、本来の姿かなって
いうふうに思っていますけども、時が経ってですね、こういうこのような方向になって
きていると言う事は、やむを得ないのかなっていうふうに思っていますが、できれば
そういう方向で追求して欲しいなと言うふうに思います。それで私は、産業振興事業では、
例えばですけれども農業、漁業、商工含めて、産業後継者対策事業、継続ですけれども
そういった事業だとか、港湾、漁港関連でいきますと、散布漁港の整備とか、丸山散布
物揚場の整備、それから新たにですね、新規ですけども新川河口の突堤の改修整備、こ
れらが上がってくるのかなと思っています。それと漁民の念願のウニ種苗センターの建
設なんかも当然、産業振興事業の中では、含まれるのかなと。災害対策事業に関しては、
言われていましたけれども、何といても、防災機能を備えた役場庁舎の建設。これに
向けての取り組みが出てきますでしょうし、避難道の整備、防潮堤の嵩上げなどが出
てくるのかなと。子育て支援については茶内保育所の実施設計が終わりますから、今度は
新築でその工事費が出てくるのかなと。妊産婦の産前産後のサポート事業や保育料の軽

減、子育て支援医療費助成事業とか、その結婚祝い金とか出産祝い金とかそういうのは、継続されて、これは先ほど課長言っていました様に、一応創生関連、引き続きされるのかなっていうふうに思っていました。重点項目で加えられたとすれば、今、霧多布高校が浜中学ですごく一生懸命やられている。こういった部分にも力を入れたり海外交流派遣事業とかですね。学校支援員の配置なんかも、継続してされて出てくるのかなっていうふうに思っていますが、そんな想いでいますが、そういう方向でよろしいのかどうかを確認しておきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） ただ今の御質問にお答えさせていただきます。議員の方から個々に事業を、こちらで御説明し申し上げようかなと思いましたが、議員の方からお話ありましたので、その様に考えていると言う事で捉えていただければよろしいかなと思います。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○9番（川村義春君） その様な事だと言う事ですので、是非これは、新年度の予算の重点事業として捉えて進めていただきたいなというふうに思います。2点目に移りたいと思います。予算編成方針で示される重点事業については、まちづくりの方向を示す指針であり第5期総合計画と浜中町地方創生総合戦略これの整合性が問われるわけがあります。産業振興の重点事業の一つに挙げられると思いますが、ウニ種苗センター建設事業は、総合計画の実施計画に掲げる予定年度から先送りされている状況にあります。現状説明と今後の建設計画の見通しについて、説明をいただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（石塚豊君） お答えいたします。ウニ種苗センターの建設の御質問でございますけれども、今年度ですね、町政執行方針では、ウニ種苗センターの建設については、ウニ養殖の災害対策が喫緊の課題であることから、これらの対策とあわせて関係機関と協議を進めるとしておりました。センター建設と災害対策を並行的に取り組むとしてございます。議員御指摘ございましたとおりセンター建設につきましては、総合計画の現在の実施計画では、平成31年度、建設され昨年からは建設に向けまして、漁協初め関係機関とさまざまな協議を行いまして、今年3月の町議会では、現在抱えている課題をクリアすることを前提といたしまして、4億5,000万円程度の事業費で平成30年度を実施設計、翌年建設といった予定でございました。このことからですね、平成

29年度につきましては、当初、建設予定地の地質の調査、建設に係る基本設計、ウニ種苗の育成試験などを浜中、散布両漁協と町と建設準備会を立ち上げて取り組むという予定でございましたけれども、諸事情によりまして、これらの調査、設計、試験はできなかったというところがございます。この間、町といたしましては、火散布の海水の汲み取り予定地の塩分調査、これと比較対象となります外海の塩分調査、それと公共事業採択のためですね、各種資料の収集、そして今年完成いたしました。最新設備であります根室漁協さんのウニセンターの視察等を実施してございます。また事務レベルでございますけれども、担当者の打ち合わせも数回を行ってきてございまして、翌年度に向けた協議も現在進めているというところがございます。今後の建設計画の見通しでございますけれども、来年度につきましては、今年度実施できなかった、地質の調査、基本設計、ウニ育成の試験、これを実施したいというふうに考えてございます。また建設準備会を設置いたしまして、施設の建設の他ですね、センターの運営方式ですね、これについても検討を行っていきたいと考えているところでもございます。この様な事から現時点では予定より1年遅れの事業実施となりまして、供用開始は平成33年度予定と言う事になりますけれども、浜中のウニ漁業につきましては養殖、外海合わせて、今年につきましては、昆布に次ぐ漁獲高となる見込みとなっているという事でございまして、将来の浜中町の主力漁業という事が期待される所でもございますので、漁業者含め、皆さんの御協力を得ながらですね、推進を図っていききたいという所で考えている所でございます。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○9番（川村義春君） ウニ種苗センター建設事業の現状説明等と建設計画の見通しについて説明をいただきました。総合計画の実施計画、これを見ましたが、平成27年から29年度のローリングでは、29年度実施計画が4,000万円、30年度本体工事ということで5億円が予定されておりましたが、29年から31年度のローリングでは、実施計画が31年度2年もこう先送りされているような状況になっております。最近手に入れましたが、30年度は地質調査委託365万1,000円31年度に実施設計で4,000万円という。これは計画ですからローリングして早まったり、遅れたりすることは事実でしょうけれども、これですね、先ほど課長から説明がありましたが、1年遅れで推移しているっていうような話ですが、私は出来れば30年度、本当の1年遅れで当初計画されたとかね、29年度に実施設計という運びだったんですが、事情があ

って1年遅れた。そうなれば、30年度に実施設計、31年度に本体工事というような、そして32年度に供用開始ということで1年早めるということが、言ってみれば、浜中町の海に適した丈夫な種苗を育てる。そういうことを漁民の皆さん方願っているわけですから、そういう方向でぜひ取り組んで欲しいなど。そういう声が町民の方からも聞こえてくるんですよ。この前、浜廻り懇談会が漁協でありましたけども、琵琶瀬地区とかウニをやっている方々についてはですね、やっぱり早くそのウニ種苗センターが欲しいという事が話されていますので、この辺についてお尋ねしたいのと、それから29年、今年の10月頃に、水産振興連絡協議会で根室市歯舞のウニの養殖施設を視察したと聞きました。そこの施設は上屋がないということで、それでも十分塩水を回流させるだけで十分育つんだ。雨降っても大丈夫だっていうような話を聞きました。そうなるとうと、本体工事で5億円くらいかかるという部分が上屋がない事でもう少し安くできるのかなってということも今後の検討の材料かなと思いますので、その辺含めてちょっとお答えいただければと思います。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（石塚豊君） お答えいたします。まず1点目でございますけれども建設のですね、時期ということで昨年、各漁協さんからウニ種苗センター建設の要望書いただきましたので、それに沿って進めてきたというところでございまして議員おっしゃいますとおり当初、29年に基本設計、30年に実施設計31年建設という形で予定しておりますのでそれに向けて、様々な対策を執ってきたという事でございます。対策の中で、やはりその心配されている部分がございます、やはり一つは地質の問題ですね。やはり建設予定地、現在のところ散布漁協さんの市場の裏手という事で、ここはもともと沼地であったという所でございます、非常に地盤の何と申しますか、安定地盤と申しますか、その地盤までどのくらい深さがあるのかって一部分がちょっとはっきりしないという部分でございますので、この部分の調査が不可欠であるということでございます。実は、厚岸のカキセンターですね、最近できたカキセンターでございますけども、ここも当初16メートルの基礎地盤で予定しているところが、実際掘ってみると60メートルの深さまでいかない基礎地盤がなかったというふうな事例も聞いておりますので、地質調査についてはやらなければならないということ。それとですね、現在のところ種苗はですね、厚岸で作って貰ってですね、幼生を供給していただくというような、現在、計画を立てているという事で、厚岸のセンターの方ともいろいろと協議を行っている中

で、やはり浜中の水に合うかどうかという部分含めてこの稚ウニの育成試験、これを実施してくれという助言もございましたので、こういう部分も1年かけてやらなければならないと言う様な状況、あと当然塩分の関係も塩分の調査につきましては、今年の11月ぐらいからですね、塩分調査へ行っております。1年くらいたちますけれども、現在のところは育成にはですね、問題のないというふうな状況でございますけれども、この部分を引き続き行っていかななくてはならないと言う様な部分がございます、やはり当初、32年供用開始という部分考えた部分はございますけれども、1年、どうしても遅れてしまうという部分については、御理解をいただきたいというふうに思っております。もう1つは根室の視察の関係でございますけれども、今年ですね、10月に、根室の方に水産振興連絡協議会という、町と両漁協で組織しております協議会がございますけれども、ここが主催してですね、根室に視察に行ってきてございます。根室につきましてはですね、2つユニセンターございまして、1つは先ほど言いました今年できたばかりの根室漁協さんで所有しているユニセンターという所。それともう1つは、根室に4つの漁協さんがありますけれども、その4つの漁組で管理している別なユニセンターというものがございます。これは根室市所有の施設でございます両施設ともに水槽の部分につきまして屋内なんです。屋内水槽を使って、屋内に水槽がございます。それで管内、根室もありますし、厚岸、それと、羅臼、あとは別海の野付ですね、こちらに種苗センターありますけれども、この施設につきましてはすべて屋内に水槽が設置されているという事でございますけれども、厚岸もそうですし、今回視察しました根室もそうですけれども、予備の稚ウニを作ると言う部分で屋内、屋外にも水槽を配置して稚ウニを育てているという事でございます、屋内、屋外、この部分につきましてはですね、屋外でも育成は可能だとお話はお聞きしてございます。そういう部分もございしますので今回、浜中で予定しておりますセンターについても屋内が良いのか、屋外が良いのか、あるいは公共事業を使ってやるのか、その他の財源を見つけてやるのかの部分を含めてですね、総合的に検討していきたいということでございます。ただこの手の施設でございますけれども、上屋建物よりも、やはり取水、水のくみ取りの関係、ポンプ、ろ過器ですね、排水含めてですね、そういう設備の関係、あるいは水槽ですね、何十基も使いますので、そういう部分に経費がかかるという状況でございますので、上屋の部分についてですね、確かに無ければそういう、経費が安くなるという部分でございますけれども、どのような方法が良いかですね、今後検討していきたいというふうに思いま

す。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○9番（川村義春君） 詳しく説明をいただきました。そういう事情はあるんだなっていう事で、まずその中に稚ウニの試験も1年かけてやりたいし、塩分濃度も含めてそういった調査は必要だという事の様ですね。施設そのものについては上屋よりも設備の方がお金がかかると言う事も踏まえて、今後も総合的に検討していくというような答えでありましたけれども、私の要望といいますか、地域からの声を聞きますと、1年かけて調査じゃなくて2年遅れる訳ですから、1年休んだ事によって2年遅れると。その2年をどうやって1年に取り戻すか、ということを実際に考えてほしいなど。こういった事がありますので、よろしく検討していただきたい、総合的に判断をしていただきたい。そういうことで終わりたいと、この部分についてはね。よろしくお願いします。

3点目に入らせていただきます。喫緊の課題である津波防災事業は総合計画に定めがありますが、避難道の整備及び津波避難タワー建設計画がほとんど進んでいないようがあります。本年6月定例議会でも質問をしておりますが、町費337万円を費やして、津波避難区域基礎調査設計委託も行われました。これは避難タワーだけじゃ無いですよ。避難タワー付属の部分だと思うんですけども。そこでもタワーについては、高さ20メートルで、100人収容で建設費4億2,000万円、そういう数字も出てきますから、そこそこ十分検討されてきたのかなと、これまでの間ね、ですから、避難道、新川の地域からの要望があったと思います。それから、丸山散布からも避難道の関係で調査設計、既にやっていると思います。そんな部分、それから、避難タワーについては、川中琵琶瀬、仲の浜は計画の中にはないですけども、新川に2つ、暮帰別に2つと言う調査設計委託の中では、そういう事が示されました。私は、どうしてもやっぱり逃げ遅れた人のためには、将来的にはやっぱりそういったタワーが必要かなっていうふうに思っていますので、どの程度検討されて、今日に至っているのかを、改めてお伺いしていきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（小原康夫君） まず、避難道の丸山散布地区ですが、本年、基本設計業務委託を行っております。今後ですね。地元と協議、財政的措置等を含め、平成31年度の事業化に向けて作業を進めてまいりたいと思います。

次に新川地区避難道ですが、MGロードの進捗状況等を踏まえ地元との協議さらに財

政的措置等を含めて今後進めてまいります。それと28年2月にまとめたですね、基礎調査の部分ですけれども、浜中湾側については20メートルの高さ、琵琶瀬湾側については14メートルの高さという想定で考えております。それで、議員仰いましたけれども、新川、暮帰別に3カ所、琵琶瀬に2カ所という想定で業務を進めさせて貰っております。それとあと、シミュレーションについても、北海道のシミュレーションとほぼ同じ事をやっておりますので、そんなに差異はないと思っております。その他に避難タワーについてですが、本年6月定例会で、避難道である道道の計画を最優先するという事でありました。今後の進め方としては、MGロードのY字路線改修を番手に、次に寿磯橋までの複線化について、町長自らが北海道へ要望行動するとしております。今後、避難タワーの建設計画はそれが解決された後に、地域住民と相談し進めてまいりたいと思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○9番（川村義春君） 丸山散布の避難道については31年度の事業化に向けて作業を進めるっていう事ですけども、丸山地区の部分ですけれども、結構な予算額、事業規模5億円以上かかるとかっていう話を私聞いていましたけれども、31年度の事業計画に載ってくるんですか。29年から31年度のローリングには、一切そういう金額が載っていません。そんなことで、この辺はそういう方向に進むという事でよろしいでしょうか。その辺をもう一度確認をしておきたいと思います。それから、新川西地区からのMGロードに繋がる、言ってみれば町道の新設になるわけですけども、これについてはただ今の答えでいくとMGロードの複線化の進捗状況によっては、それに合わせて整備したいというような話でございましたが、そういう事で良いのか、とりあえずそこまで答えいただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（小原康夫君） 1点目の丸山散布の関係で御説明いたします。現在、概略設計という事で3ルート考えております。それで今3ルートを進めておりますが、その中で1番ベストなのはどれかっていうのは、これから設定に入ります。当初5億円というのは、1回目に線引きしたときに人が入れない部分は、航空写真なりを使って作った図面ですが、今進めているのは、3路線ともどういう形でどれだけのお金がかかって、どれだけの面積が続いて、どういう人にとという話で、そこまで今作っておりますので、それらがしっかりしないとはっきり言って、先ほど僕言った財政的規模の部分も見

えませんので、それらも十分検討してまいりたいと思っています。それで早ければ蚤の運動会じゃないですけども、行けるところから行ける様そんなことも考えられるのかなと思いました。次に新川西地区の所ですが、実は新川西地区は、漁組さんの倉庫の裏から真っすぐセイコーマートの裏へ抜けるっていうイメージだと思うんですが、実は北海道さんと色々と話しているうちに、琵琶瀬茶内停車場線が、茶内方面に避難するとき、右から入る、要するに新川側から入る町道が出来た場合は、それって抑制されるから、入れないんじゃないかと言う相談があったんです。それで新川の会長さんに相談して、それなら直角に曲がって、今の別海厚岸線に抜けるルートということでお話をしたんです。行っても曲がれないなら、そういうルートも有りだなんて言う事もありましたので、MGの進捗と合わせてですね。地元の方と協議したいと思っています。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○9番（川村義春君） 理解出来なかったのは新川の住民と話し合っ、新川西地区の町道有りますよね。町道抜けて道道に出て避難する、それで良いというふうに新川の人がたは理解したんですか。もう一度ちょっとその辺を教えてほしいと思います。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（小原康夫君） 今のお話ですが、新川自治会の中には、申ししておりません。これは前の自治会長さんと色々とお話していたら、そういう点があるんだったらそういう方向で部落の人間と話し合おうやっっていうことを言っていましたので真っ直ぐ倉庫からセイコマの裏に抜けて行って、右へ曲がれるんだったら、そのルートが良いし、曲がれないのであれば、そっちのルートも選択しなくちゃいけないね。と言う事で後で選択肢が決まったら相談しましょうと言う事なんですよ。それで今、話は進みづらいですけど、いずれMGの部分で方向が決まれば、そういった話が浮上してくると思いますので、それが決まれば十分協議したいと思っています。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○9番（川村義春君） ちょっと理解出来ないと言うか。漁協の倉庫から真っ直ぐMGロードに新しい道路を作ってくれと言う要望があったんだけど、そうじゃなくて良い方向っていうのは、組合の倉庫の裏なんですか。それとも1番奥の住宅から、道道別海厚岸線に道路作ったほうが良いっていう事なんですか。良い方向っていうのがちょっと見えないので、もう一度お願いします。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（小原康夫君） 今、議員言われました後段の、組合の倉庫から突っ込んで行って、すぐ左側に回って、別海厚岸線にタッチする。この方向が次の方向として良いのかなと言う事でお話を進めたんです。そうすると真っ直ぐ抜けて行けば良いけれども、行けなかったらそういう手しかないなど。ということで、その話決まったら地元と十分話そうやと言う事でお話が止まっているんですよ。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○9番（川村義春君） やっと解りました。そういう方向で検討しているし、その複線化の進み具合によって、地域とこれからの話をして行くという事で理解をします。それと丸山散布の方ですけども、3ルートで検討されていて、それがある程度煮詰まってきた段階では、地域住民と当然協議をするということになると思うんですが、その時期はいつ頃になるんですか。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長

○防災対策室長（小原康夫君） 年内に業者との打ち合わせが今月の中に予定しているんです。13日から14日位に。その状況を見てですね、まず2月になるか3月なのかという物の運びを示したいと思っています。あと地元の会長さんなり、皆さんの都合もあると思いますので、その辺も調整をとりながら早いうちにこの辺は進めたいと思っています。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○9番（川村義春君） 今の答弁ですけども、2月か3月頃に地域住民と協議をしたい。その時点でね、3ルートを選んで車両で逃げるようなルートですから、相当切り盛りがあったりするんでしょうけども、5億円を越えるっていう事が間違い無いとすれば、費用対効果の関係も出てきますけれども、円山散布地区の住民センターも結構老朽化してきていると思うんですね、もし可能であればそこに4億3,000万くらいですか、避難タワーは。そういう部分を検討するのも一つの方法じゃないかなと私は思ったりしてるんです。その辺も含めてですね、今回調査した結果も含めて100人規模であればこの位の避難タワーができるよと。そういう事も含めて検討して欲しいと思うんですが、如何ですか。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長

○防災対策室長（小原康夫君） お答えいたします。議員仰いました、タワーの件でござ

ございますが、丸山散布自治会とですね、避難道の部分で打ち合わせを始めた段階から、車で避難するよと。いう事ですと来たものですから、そこに固定されたタワーに登るんじゃないかと、とにかく全員車で避難するんだと。いう事で考えてくださいという事で今年も概略ですけれども、考えております。ですからタワーについては、口火を切った事は無いですが、会長さんに話してみる事は可能ですけれども、協議の段階でこんな話はどのような話でしようって話は可能かなと思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○9番（川村義春君） 今の答弁で結構だと思います。そういうことも含めて検討されるという事が大事かなというふうに思っております。それから、避難タワーについてお尋ねしますけれども、平成23年時点では27年と29年度に琵琶瀬と仲の浜地区に各1棟ずつ作るよとこう言っていました。それが25年から27年度のローリングでいきますと基本調査設計として27年度に3,800万円という予算計上をされています。しかし、27から29年のローリングと29年から31年に1番新しいローリングには、事業内容の項目のみで、建設事業費を含めて、建設年度、予定年度、全く示されていなくて空白なんです。これには私びっくりしましたよ。10カ年計画ですから最初に示されたものをローリングして行くのは良いんですが、少なくとも総合計画ですから、ローリングして先送りすることも、致しかた無いなというふうに思っています。ただ私論点を整理して置きたいんですが、町長が道道複線化なりY字路を優先するって言うのは、それはそれで進めて欲しいなと。大事なことです。町長いつも言われるように、逃げるのが先だという事です。ただ、逃げるのが先だって言いながらも、液状化現象とか電柱が倒れたとか、何度も私言っていますが、そういった場合には車での避難はまず叶わないですね。出来なくなる。そういう事を踏まえて私、何回も聞いてるんですが、論点整理としては、町でできる分野と道に要請する分は別扱いしても、もうそろそろそういう時期じゃないかと。私、23年に要望してからずっとですけれども6月議会でも言いましたけれども、タワーを優先すれば、MGの複線化が遅れるよとかね、そういう事を言われましたけど、それとは全く切り離して、町で出来る分野は町で出来るというふうに論点をきちっと押さえてもらって、それで計画をきちんと作って貰いたい。ただ今回、29から31年度までのローリングで10カ年計画は有ると32年から新たな総合計画ということで10カ年計画がスタートするわけですから、その段階では是非ですね、位置付けをきちっと入れていただきたいと思いますが如何でしょう。

○議長（波岡玄智君） この問題はですね、従前から何回も何回も出ている。だけれども、議会から出ていますけれども、理事者側からですね、その方向性に対する明確な言葉が出てこない。ですから、議会の度ごとに何回も出てきているという事だろうと思っています。従ってこれは極めて政策的な判断を要して、1担当課が判断するような問題では無いとそのように判断しますので、町長からしっかりとそれを踏まえて答弁して下さい。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） この件に関しましては、議長から御指摘ありましたけども、避難タワーに関して言えば、1番最初に、確かに最初の総合計画では年度としては最後かも解りませんが、載せてずっとこっちに来ている話であります。そんな意味からすると決してやるやらないじゃなくて、まず最初に何回も言っていますけども、まずMGやろう。そして、その後というふうに言っていました。今まで今日まで。それが何かあったら、タワーは町の方で建ててしまっていて、道の方に避難道路作ってくれていうのはどうも順番が違うというふうになって、そのことはお互いにお話ししていますし、これからもその事を守っていきたいと思っています。まず道路やろうと。ただこの道路も長年時間かかっているのも事実であり、まず最初にT字路化に行こうという事で、考え方を決めています。ですから、その事も十分に行っていないのは事実であります。基本的にはやはりそこを完成してから、終わらせてから、この話、避難タワーに行きたいというふうに町長は今、思っているところです。これは前からも変わっていません。ただ、道のやる仕事と町のやる仕事、確かに別々にあるか解りませんが、まず、道がやることをしっかり先にやってもらって、町の仕事もきちっとやって行きたい。逆になったらおかしくなってしまうというふうに思っているんです。それと遅れているのに何かにつけてT字路化にしよう言う事で今、町長も走るっていう事になっています。是非この事については、議長からも今の話が継続されるのだらうと思いますけども、今月の15日ですね、道議の力を借りてですね、そしてまた、議員の皆さんの力も支援も受けてですね。町長も一緒に道の方にしっかりこの事について要請していきたくと思っています。ただ、本当にその事が今まで力がなくて、この事が辿り着いてないというのも事実であります。是非この機会に、議長、そして議会の皆さんの支援を受けて町長がその事について、一緒になってこの防災対策に関しまして、要望、こっちは要求していきたくは思いますが、要望の形でしっかりしていきたくというふうに思っています。この事については議員の

皆さんの力も借りて進めて行きたいというふうに思っています。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○9番（川村義春君） 町長の言わんとする事は解ります。解りますが、私としてはですね、やっぱり当初23年からずっと言い続けてきた部分、これがこんなに遅くなると思っていないんですよ。MGロードの複線化にしても、T字路についての改修についてもね。ですから、もうしびれを切らせて、論点を別にしてやって行くべきでないかなと、そういう考え方に立つものですから、そういうことは、町長も私の考えと理解していただきたいと思います。それからですね、避難タワーができるまでの間ですけれども、国土交通省の四国運輸局が開発した、救命艇がありますね。これはですね、25人乗りでトイレ、通信機器等を備えて、価格は1,200万であるということで、北海道新聞に10月6日の報道がありました。それで、仲の浜、新川、琵琶瀬、暮帰部別地区の逃げ遅れた人の命を救うために、とりあえず各自治会に一艇ずつ、それでも金額的には4,800万で済むんですよ。4艇で。その位はちょっと考えられないのかなと。これを聞いておきたいと思います。

それからもう1つ災害時や観光に有効なドローンの活用を昨年の12月定例会でも質問しました。これについては防災担当課長の方が比較的否定的、商工観光課長は前向きに検討したいという、そういう動きがありました。私、固定資産の先ほど1番議員が言っていましたけども、太陽光パネルですね、どんどんどんどん出てきて把握すると難しいと。そういう声もありますから、そういった部分にも活用できるし、例えば漁業関係でもウニの生産現場を確認するとかっていうのも出来ると思うんです。そういった意味で是非このドローンの活用を新年度予算で措置願えないかと、そんなことも含めて質問したいと思います。時間が無いので簡潔にお願いします。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（小原康夫君） 今のまず、救命艇の関係についてお答えいたします。確かに今年初めて北海道で釧路でありましたけども、うちの職員も参加しました。そして、まずどんな物かという事と、25名の状態が果たしてどういう状態で、大丈夫なのかという確認、あと、海に投げられた、湿原に投げられた時には、GPSで探してくれると言う。そこまでの施設になっているんです。これはやっぱり十分に事項に値すると思いますので、検討してまいりたいと思います。それでドローンですけども、確かに昨年12月は、すごい否定的に私言ってしまいましたけども、町長の答弁では前向きに導

入って行きたいという事でありましたので、私、約半年くらいですね、道内外のどの様な部分で使うのか、若しくは検討しているのか、若しくはどっかのチームでタックを組んでやっているかと思って調べました。そうすると、結構方向的には見えてないもの有りますけども、これ防災的じゃなくても、本当に、町内ですね、今後の部分では検討に値するかなと、考えましたので、よろしくお願ひいたします。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 今、防災室長からお話しありましたけども、しっかり、命を救うという立場からすると、これは出来る、出来ないって言うことは出来ないと思います。あらゆることを検討しないといけない。ただ、出来るか出来ないかは別でありますよ。そういう意味では、是非私たちも情報取りますし、また情報があつたらそれを受けて、そしてまた、人の命を守っていく。そんな政策で行きたいというふうに思っています。防災室長からドローンの話もされまして、どうしても防災室長の立場からすると解らなくも無いのですけども、被害があつた後にどうするかと、被害があつたときに防災室長はそれどころで無いんですよ。解るんです。そういう観光のほうでも今、ドローン使つたっていうやつを発注して一つやりました。今、水産課長からですね、そういう意味では要望も受けているのは事実なんです。是非、町長としてどうなのかつたら、防災に使うっていう事じゃなくて、観光に使うっていう事でもなくて、水産で使つて、誰が管理するかとしたらちょっと難しいので、町長がおもちやを使うかもしれませぬけども、是非ですね、何か。考えていきたいというふうに思っています。金額は高いので130万円位、安いので、1万円以下。ただカメラが付くとなつたら30万円から40万円位という事ですから、是非その事をちょっと手に入れてですね、どこで管理するかは別ですけど、まだこれから協議しますけども、何に使えるか、どうやって操作するか位はしっかりやって、ひよつとしたら1機か2機、無くなるかも解りませぬけども、酪農学園大学で湿原で飛ばしたらすぐ1機いなくなったと言っていますから、水産で使うとなつたら、すぐ海でいなくなるんでないかという、そのことは考えているんですけども、落とした奴が責任持って弁償する様に言ってるんですけども、何かの方法で何か使えないかという事で、ちょっと検討させて貰いたいと思います、以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

残り時間少ないですから、要点だけまとめて、手短にお願いします。

○9番（川村義春君） 最後の質問をいたします。産業後継者就業交付金の拡充をと

う事で、質問しておりますが、書いている通りなんです。質問の内容を理解していただいていると思うんですけども私は、隣の厚岸から浜中町に転入してきた人と浜中町で就業した後継者になる人は、全然変わらないと思いますし一緒だと思います。そんな意味でこの規則をつくる段階で結構、議論したという話も聞いていますから、今回思い切っていますね。是非、そんなに多くいるわけじゃないです。年間60万円ですから是非そういう事で考えて欲しいと。実際に例えば、浜中漁協に勤めている人が跡継ぎにしたいと言う人もいますし、出口興産で勤めていた人が漁師をやりたいと言う話も私聞いています。やっぱり不公平感が無いようにすべきだと思っていますので、最後に町長から、その辺の答弁をいただきたい。私ですね、この交付規則に、例えば漁業の案件でいけば、第2条第3項を設けてね、町内で就職していたものが漁業協同組合の組合員の後継者として漁業に従事する者、こういった要件を1つ加えれば十分対応できると思いますから、その辺も含めて答弁をいただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 答弁はきちっとやりなさい。答弁は時間過ぎても仕方ない。農林課長。

○農林課長（久野義仁君） ただ今の質問につきましては、農林課、水産課、商工観光課、各課共通の内容でありますので、代表して農林課の方からお答えいたします。産業後継者就業交付金規則につきましては、この制度につきましては、既存経営者の後継者として就業した新規卒業者並びにUターン者の就業機会に対し月額5万円を最大の36カ月、交付する制度でありまして、本年4月より制度の運用がスタートいたしました。本交付金制度につきましては、本町の農業、漁業並びに商工業の振興を図るため、意欲ある担い手の確保と育成、若年層の定着、さらには近年深刻となっております。人口減少問題の解消を果たす制度として、大いに期待をしているところであります。御質問ありました件につきましては、既に町内で勤めている町内の在住者が後継者として家業を継がれる場合のケースであると思われませんが、現行の規則では、町外からの転入が要件とされているため交付を受けることができません。しかしながら、今後様々な事情により町内で会社などに就職していた方が、諸事情で後継者として家業を継ぐ事も想定されないとは限らないため、産業団体等の意見を踏まえながら、本年度中に規則の見直しの検討を図り、新年度に向け柔軟な対応してまいりたいと考えておりますので、御理解願いたいと思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 今の答弁で良いんじゃないですか。町長の答弁要りますか。

これで一般質問を終わります。

◎日程第17 議案第64号浜中町ふるさと納税基金条例の制定について

○議長（波岡玄智君） 日程第17 議案第64号を議題とします。

本案について提案理由説明を求めます。

町長

○町長（松本博君） 議案第64号浜中町ふるさと納税基金条例の制定について、提案の理由を御説明申し上げます。

平成20年度に創設された。ふるさと納税制度に基づく寄附金について、本年4月、総務大臣よりふるさと納税の用途について地域の需要に応じて創意工夫を図り、あらかじめ十分な周知と寄附金を充当する事業の成果について、公表及び寄附者に報告を行うことの通知を受け、このたび本町におきましても、寄附者の意向に沿った事業の資金として用途を明確にして活用するため、新条例を整備したく提出提案させていただいたのであります。

以上、提案の理由を御説明いたしました。詳細につきましては、総務課長より説明させていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） 議案37ページをお開きください。議案第64号浜中町ふるさと納税基金条例の制定について、補足御説明いたします。38ページ、条例第1条では、設置の目的でふるさと納税として本町を応援するために寄せられた寄附金を、寄附者の意向に沿った事業に活用する資金として積み立てるため基金を設置するとし、第2条は積み立てで基金として積み立てる額の規定で、一般会計予算で定める額としております。第3条は、寄附金の用途指定で、寄附者は、みずからの寄附金を、町長が別に定める事業のうち、いずれに充てるかを予め指定できるものとしております。第4条管理は、基金の管理について規定するもので、有利な方法による管理の規程。第5条は、運用益金の処理で基金から生ずる収益を一般会計予算に計上して基金に編入する規定。第6条、処分は、町長が別に定める事業に要する費用に充てる場合に限り、基金のその全部または一部を処分することができる旨の規定となっております。第7条は繰越運用で、

基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用、または一般会計に定めて歳入に繰り替えて運用することができることの規定で、第8条は委任規定であります。なお、この条例の施行期間は、公布の日から施行としております。

また、基金の積み立てについては、今年度の寄附実績に基づいて、平成30年、第1回定例議会において、補正予算の上、積み立てる予定であります。以上補足説明といたします。

○議長（波岡玄智君） この際、暫時休憩します。

（休憩 午後 2時59分）

（再開 午後 3時30分）

○議長（波岡玄智君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、議案第64号の質疑を行います。

9番川村議員。

○9番（川村義春君） ふるさと納税の基金条例に関わって、質問をさせていただきます。この寄附金の目的については、寄附者の意向に沿った事業に活用する資金として積み立てということであります。積み立てる部分については町長が別に定める事業のうちいずれかに充てるかを予め指定することが出来るというふうになっている。そこです。町長が別に定める事業というのは、浜中町ふるさと寄附金要綱なり規則であると思えます。その中で定めているのは1号から5号ありましてですね、1号で行くと、地域産業の振興に関する事業2号は自然環境並びに地域景観の保全活用に関する事業、3号が医療及び福祉の充実に関する事業4号が教育及び文化スポーツの振興に関する事業5号として事業の指定のないものというふうになっております。要綱の中に寄附者に対する謝礼等がありまして、これ、例えば1万円以上であれば5,000円以下の返礼品にしますと言う定めがありますが、今回、総務省の通達によって返礼品については、1万円なら3,000円以下に下さいよってという3割程度って言う話があったと思えます。これについてですね、要綱ですから、町長決裁で済む話ですから、それは既にされているのかどうかという部分を聞きたいのと。それで、もう一つはですね、寄附者の意向に沿った事業に活用するっていう部分からいきますと、5項の事業の指定の無いものの中で、それに加えてですね、例えば、特定の事業を目的にして寄附金を募る。例えば一つの例がありますけれども、この前新聞で出ていました。旧増毛小学校をふるさと納税で改築します。ということで寄附の目標額が3,000万円。これを上回る4,2

00万円の寄附がきましたよ。と言う事でマスコミで報道されていました。それで私はですね、前にもお話したんですけど、例えばウニの種苗センターを建設するのに、寄附を下さいとかね、そういった場合にはそういう目的的な事業に対して寄附をする。あるいは、近い将来ですけど、庁舎を建設した。道路ができる。道路の両側に例えば、例えばですよ、ルパンのモニュメントを作っていく。これに対して寄附をくださいっていう、そういった目的を持った寄附の指定、それによってですね、寄附は集めやすくなると思いますので、そういったことについて検討をして欲しいなっていう思いから質問するわけです。もう1点ですけども、浜中町には寄附ということで、指定寄附なり、一般寄附っていうのがあります。要するにふるさと納税以外で純粋に町外の浜中町出身の方が町に寄附をする。そういった場合があると思います。例えば、浜中町表彰条例に基づく表彰規定でいきますと、個人であれば50万円、法人であれば100万円以上。これについては善行賞として表彰されますが、現実的に浜中町出身の方が50万円以上の寄附した、行った際は、ふるさと納税に絡めてっていうふうに捉えて良いんですが、その場合はふるさと納税は返戻品がありますからって言えばそれまでですが、私は純粋にそういった部分に関しては、いくらのお礼、粗品をあげるだとか、そういうことが必要だと思うんですが、私は町の表彰条例に基づく、その善行賞これをやっぱり、やるべきでないか、こういうこともちょっとありますので、その辺のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 総務課長

○総務課長（藤山巧君） まず、条例の中の第3条の部分で町長が別に定めるところで、今回の条例の制定に併せまして、規則としまして、今仰られました（1）から（5）の用途といいますか、そういったところを条例の制定に併せまして今、施行しようと言う事で、その部分を整理しているところです。その中については確かに同じ様に事業の指定の無いものという事でございますし、このところで議員おっしゃられました。使い道の関係につきましては、先ほど議員の方で事例が出されていましたが、そういった部分も現在まだこれ制定してすぐこの指定のないものは、ある程度指定のあるもの、用途のあるものまでは行っておりませんので想定していなかったという所であることは御理解いただきたいと思います。その辺につきましては、今後そういったものが考えられる場合、想定される場合に合わせて新しく指定される事業と言う様なものがございましたら、それを示しながらこのふるさと納税のほかの4項目以外に寄附いた

くと言う様なことも考えていかなければというところでもあります。現状では今想定しています（１）の地域産業から４の教育及び文化スポーツ及び（５）の指定のないものという事で当面リニューアルしました今のふるさとチョイスのホームページ上もそういった形で寄附金の方、納税の方を募っていきたいと言う様な事で考えております。それから、もう１点、浜中町ふるさと寄附要綱の関係でございますけれども、この要綱につきましては、今回のふるさと納税の条例それから規則これらの方も含めて承認、可決いただきましたら、ふるさと寄附要綱の方も現在は１万に対して５,０００円と言う様な形になってございますが、この辺のところも早急に要綱の改正をしてふるさと納税と同じ様な扱いで返戻品の部分につきましては、ふるさと寄附要綱、この方も改正をしていきたいというふうに考えております。それから表彰条例、ふるさと寄附要綱の中でいきますと、こういった形で浜中町のために寄附いただいた、あるいは先ほど言いましたけれども表彰条例の中でいきますと５０万円以上の寄附につきましても、ふるさと寄附要綱や浜中を支援していただく寄附、今回ふるさと納税での寄附ですけれども１万円くらいのもので主体になると思います。そのふるさと納税による寄附金なのか、その辺を浜中に支援していただくという時のふるさと寄附要綱等もしっかり整理しながら寄附金５０万円以上の町の表彰規定とも整合性をとっていかなければならないと考えております。今現在は、純粹に町への寄附金としての５０万円以上と言う部分とふるさと納税で事例としては５０万円以上の寄附金は、なかなか件数としては想定できませんけれども、その辺の整理の仕方それから表彰条例で言います寄附の５０万円のあり方を整理していかなければいけないと考えております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君）

川村議員。

○９番（川村義春君） 要綱、規則を改正するという事で整理していただければと思うのですが私は、１号から５号までの間で具体的な事業名を再分化すれば例えば産業振興に関する事業、例えばウニの種苗センターを作るのでこれに対して寄附をしてほしいと言う形で組めると思うんですよ。この様な事も検討して下さいと言う意味で質問しておりますので、これを活用したらどうかと言う提案ですからその辺を理解していただきたいと思います。去年は、１億５００万円のふるさと納税の寄附金がありました。それについては、ここで言う２０万円以上と言うのは少なかったと思うんですよ。私が先ほど申し上げた５０万と言うのは、一般の寄附金扱いで以前に浜中町に住んでいた方が寄

附していただいた事に対して表彰条例の施行規則にもあります善行者というものがあります。当然、審査委員会の中で挙げて表彰時に感謝状を1枚送ればよいと思うんです。ぜひ、やってほしいと思います。工事に關しても100万円以上の寄附をくれたところには、この様な事をぜひやるべきだと思います。このふるさと納税も寄附、一般の部分も寄附ですので、別々だと言う様な捉え方は私、違うと思いますので浜中町に公益のために資材を寄附したと言う事になりますので、先ほど申し上げた様な対応すべきだと思っておりますので、ぜひその辺をもう一度答えていただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） 私の説明で事業の指定のないものと言う事で説明をさせていただきましたけれども、今議員おっしゃった様に例えば産業振興の中での特定の目的にと言う事で理解いたしました。この辺のところも当然、想定される事業があつて条件等がそろえばその様な募集の仕方があるのかなと考えております。当面は、今この地域産業の振光に關する漁業の振興に關する事業、酪農に關する事業、その他産業に關する事業と言う様な部分もふるさとチョイスホームページの画面上で産業も三つに分けて農業、漁業、その他産業の様な形の中までは寄附者の意向を聞いて、どの様なところに支援をしたいのかをくみ取る様な形には今させていただいているところであります。今、おっしゃられました50万円以上の町の表彰規定とのふるさと納税の部分ですがそれ以上における寄附金の額、町の表彰規程との整理は、こちらの方でさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○9番（川村義春君） 私は、あくまでも返戻金を目的に寄附している人ではないと思うんです。それは、しっかり町の表彰条例に基づいて善行者としてみなして感謝状を贈ると言う様な事をぜひ考えて欲しいと言う事ですので、よろしくお願ひしたいと思いません。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） 寄附者の意向の部分が一番多きいのかなと思いますので、その辺も含めまして制度の中での検討を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（波岡玄智君） 3番鈴木議員。

○3番（鈴木誠君） 1点だけ確認の意味で考え方を聞かせていただきたいと思います。

ふるさと納税、基金条例が提案されまして要綱等については、前回のものを踏襲して

くるか改めて改正すると言う事になればこれからになると思うのですが、例えば寄附者の希望として産業振興に使ってほしいと言う事で寄附された場合、この様な寄附の使い道として今まで色々な事業に対して使っていたものそれに充当していくのか、それとも新たな事業展開としてふるさと納税の寄附を使っていくのか、その辺の考え方についてお聞かせいただきたいと思います。例えば産業振興と言う事になれば先ほど言っておりました産業後継者交付金これらの一部として寄附金を充てていくと言う考えをするのか、また全く違った視点でその寄附を基にして新たな事業を展開して制度を作っていくなどの様な考え方になっていくのか、その辺の事について基本的な考え方を教えて下さい。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） ただ今のご質問にお答え申し上げます。両方考えられるのかなと言うふうに思っております。議員先ほど例として後継者の分と言うお話もあつたのですが基本的な考え方としては、規定の特定財源があるものについては、こちらを使わせていただいてその後と言う形で考えております。貯まった寄附額、積立額が大きくなってくれば当然、新しい事業に充当する事も可能だと思います。どれだけの寄附をいただけるのか解りませんが、小さいうちは、充てれる事業も限られてくると思いますけれども、去年の様に1億円もあると言う事になると、そこそこ大きな寄附額になりますのでこの様になった場合については、新しい事業にも原資として着手する事も可能ではないかなと言うふうに捉えております。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○3番（鈴木誠君） 考え先としては、どちらも充当すると言う様な事では、なんにでも使えると言う様な考え方に聞こえましたけれども、先ほど9番議員からもありました人には、様々な考え方があると思うんですよ。

これまでの指定寄附と同等に考えていくのか、あるいは全く別に考えていくのか、これもしっかり議論を重ねて結論をだしていかないと中途半端なものになっていくのではと心配をするんですよ、その辺をはっきりふるさと納税制度の意思、目的と言うものを捉えながら今後、考えて浜中町独自の使い道を考えていった方がより一つのふるさと納税に対する考え方、意識も変わってくるのかなと思いますので最終的な結論をだすためには、色々な角度から考えて結論をだしてほしいと言う事と要望も踏まえながら申し上げて何か答弁があればお答えいただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） ただ今のお話でございますけれども町としても使途明確にしたいと言う想いもありますので今のお話を念頭に置かせていただきながら予算を執行させていただきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 10番田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） ちょっと理解できないので、もう少し詳しく教えていただきたいと思っております。今回この基金を創設するにあたって寄附者の意向を尊重してその目的に充てるために条例を制定する理解と言う事は、積み立てる案で、この一般会計の歳入歳出予算に定める額、また処分については、この一般会計予算に計上して予算を使うと言うふうに理解するのですが、見える化をどの様に図るかと言う事なんです、例えばこの基金の中で項目別にしっかりと積み立てられるものなのか、項目ごとに積み立てている予算の中から、事業がある時に財源としてその基金を使うのかと言う見える化ですが仮にその様な使い方をした場合に寄附者に対してどの様な報告で見える化を図っていくのかという点も見えてきませんので、これに関しましては、事務的な事だと思っておりますので聞かせていただきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） ただ今のご質問にお答えします。見える化の部分については、後ほど総務課長からご答弁申し上げます。

予算措置の関係でございます。寄附金でございますので年度当初では、どれだけ寄附をいただけるのか分からないと言う事で実際に使う年につきましては、翌年度になろうかなと思っております。ですから今年度寄附をいただいた例えば水産振興にと言っていたければ水産振興を目的としての基金を積み立てると次の年に原資として水産振興の何の事業に充てましたと言う形での予算経理にさせていただきたいと考えてございます。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） 大前提は寄附者の意向に沿った使い道そして総務省の方の通達にもございますけれども、その使い道を寄附者に対して町としてどの様に使っていくのか、使ったかと言う開示の部分については、例えば町のホームページですとか、それから申し上げております。ふるさと納税のサイトふるさとチョイスの中での町の方での使い道、この様な形で使いましたと言う様な情報を媒体を通じながら納税者の方へは、お知らせしたいと考えております。また個別と言う事になればメールなどで個別に発信

出来る様な事になっておりますので、その中でその方に対しての使い道については、なかなかお示しは出来ないかもしれませんが、寄附をいただいた形で言いますと（１）から（５）の中での事業の方へ使わせていただきましたと言う様な事は発信したいと考えております。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） だいたい理解できました。このホームページにこの様な目的で今回使わせてもらいましたと言う事を載せるのは、たぶん情報発信で見える化になると思いますのでぜひ、そういう方向でお願いしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 1番加藤議員。

○1番（加藤弘二君） ふるさと納税、基金条例が提案されているんですけど私は、この条例でいいと思うのですが、ただ日頃思っている事は、浜中町のふるさと納税の制度とは、どの様なものかなどホームページを開くと載っておりますけれども1項目から先ほど出ていた5項目までですが、これが果たして本当に浜中町の特色を生かした私たちのふるさと納税はこうですよと言う事で可視化と言う言葉が使われていますけれども、状況が見る人にとって分かるかと言うのは、私もっとユニークな思案で飾っていただきたいと思うんです。例えば人口の推移の多かった1万1000人の時代から現在6千人をきっている事とか、あるいは小学生、中学生でもいいのですが400人以上いたそういう時代があって今では、中学卒業生が60人くらいしか居なくなるとかどんどん減っていると言う事があるのですが、それも10代以下は今このくらい的人数で10年後には、本当に子供たちが居なくなって大変なんだと聞いて危機的な状態にあるんだと一目瞭然に分かります。それに対して浜中町は、どうなのかと言うところからすればまだまだ捨てたもんじゃありませんよと言う事なんです。何があるかと言うと500人近い漁民が昆布それから沖合では魚を獲って北海道のこの沿岸のこのくらいの町村で500人もの漁民がいる天然昆布生産日本一と言われているところに付加価値をつけて収入が上がる様な方法はないものか、それから酪農の面でも200人居たのが現在は170人から180人くらいだと聞いていますけれども、それでも新規就農制度と言うものがありまして、この何年間で新規就農で酪農、農業を目指して来る方がこんなに居るんだと思いました。そして牛乳は質が良くてハーゲンダッツの原料それから牛の頭数も多くて安心安全美味しい牛乳、チーズの工場もあります。人口は減っているけれども景気が良くなる方向で考え方によっては、これから戻していかなければならないと思うんで

す。私は、北海道全体178の市町村でも人口は減っていつているんですよ。しかし、制度を少し変えただけで後継者が今年度は、12人もいたと言う事です。来年度は、もう3人も漁業者になり残ると言う事なんです。先ほど一般質問でも言いましたけれども中学生までの乳幼児の医療費の無料化が実施されました。それから高校生までの医療費の無料化も去年の4月1日から実施されており、ずっときています。必死にやっていますが霧多布高校の生徒たちも勉強をして上位になって就職して必ず浜中に帰って来て浜中のために働きたいと発表もしている子供もいると言う事なんです。厳しい人口減の中で町民、職員、議員で何とかやっ行ってこうと言う取り組みがあるんだと言うところが分かる様な事を訴えて北海道に178市町村がありますけれども、どうせお金をだすなら、この様に挑戦している浜中町に寄附をしたいと言う方に文章化を私は、ぜひしていただきたいと思います。例えば使い道に地域産業の振興に関する事業に自然環境並びに地域景観の保全及び活用に関する事業、医療及び福祉の充実に関する事業、教育及び文化スポーツ振興に関する事業、事業の特定のないもの、指定のないものとありますけれども上の三つは、今日の一般質問でもでておりました発言なんです。あと教育文化スポーツにしても、今年も教育委員会から評価の冊子がだされておりました密度の濃い教育がなされていると言う事も分かります。体育にしましても、少年少女たちの運動の意欲これも未来に夢を持たせる内容になっていると思います。私は、1項目から5項目のこの様に使いますと言う事、努力している事を知ってもらい言われる様なものを見て多くの日本の国民が声をだしてやってくれる事が沢山集まってくれば本当にもう少し私たちも励まされるし、なかなか腰が重かった太陽光発電を町でやるなんて言う人も実現できるのかなと思ってきたり今まで出来なかった事もやれる様になるのではないかと私は、もう少し具体的に日本国民に宣伝できる様な文章でホームページを語ってほしいと思います。最後ですけれども、国がいろいろ方向をだしまして私は、あまり賛成できないものばかりでしたが、このふるさと納税の精神そのものは、我が浜中町で、これから進もうとしている道を制度として国がしっかり定めていますので、これに沿って進めていただきましたなと思っています。私の質問は、ホームページに書かれてあるふるさと納税とは、寄附金の使い道、ふるさと納税の申し込みの方法、これらに亘って書いてあるのですが、全面的に熱を込めて表現していただきたいと言う質問です。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） 今議員おっしゃられました様に使い道、用途あるいは寄附金

の町への支援と言う部分では、寄附者の意向に沿いながらと言う事で今回、条例の制定そして規則の中での1項目から5項目と言う事で制定させていただいて、その中でも産業振興については、漁業、農業その他産業に関すると言う事でふるさとチョイスのホームページ上の中で寄附していただいたものを作り、ある程度それらに関する浜中町の熱い想いをふるさとチョイス上の中に載せながらと言う事でお話がありました。まずは、今現在ふるさとチョイス上で載せさせていただいている4つの事業プラス(5)の指定のないもので寄附をいただいて基金に積み立てて次年度以降での使い道をふるさとチョイスの画面上あるいは町のホームページで発信していきたいと言う事で先ほど申し上げましたけれども、なかなかふるさとチョイス内の画面上では、データのなもの町のこれからの特定した場合の事業の内容を掲載する場合も限られていますので、その辺をうまく使いながらふるさとチョイスの画面上は、主眼とするのはやはり業者さんの方で出品されている返品品の内容、商品の説明それから、それに関するコメントが中心になっております。この他に使い道と言うところを掲載させていただきながら現状では考えております。もし、事業の指定(1)から(4)の中で色々活用できる事業が現状として見えてきた段階で名称の募集の形の掲載の仕方も表示しながらになると思いますけれども、やはり(1)から(4)プラス(5)の指定のないものと言う形の中で、まず寄附金をいただいて、この中での使い道の情報発信をしたいと言う事で考えております。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 最後の質問になりますけれども、町長にお願いしたいと思えます。先ほど質問したんですけれども私、浜中町は、曲がり角に来ている様な気がしています。ただ今やっぱり我々自身が変わらなければならないと思えます。ですからどう変わるのかはそれぞれ違うと思えます。でもみんなで探してどう変わっていいのかと言う事を見つけて行く事が浜中町に住む我々ではないのかなと思うんです。私は、これを機会に変わってもらいたいと思うのは、町長なんです。町長は、どの様な気持ちでこれから新たにまた進んで行こうとするのか、その辺のところを今日のふるさと納税の質問を聞きながら、どの様に考えたのか聞かせていただきたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） ご質問にお答えしたいと思います。決して我が町が曲がり角に来ているとは私は、思っておりません。これからも浜中町の産業をしっかり守って行く、

育てて行く、これは、ずっと先人たちが今日までやってきた事であります。ですから浜中町の従業員数が50%第一次産業者がいると言う事がこの数字に表れていると思っています。この方向は、一つも間違っていないと思っています。これからもしっかり続けていきたいと思っています。ただ今回このふるさと納税に関しての中身としては、町の意向として何も変わってないんですよ。これは国が変わってきたんです。ふるさと納税の意思と言うのは、ふるさとチョイスでカタログ販売になって1万円の寄附をして返礼品をもらうと言う事で寄附額が集まっている町では沢山の金額が集まっている、私ども町でも1億と言えばやっぱり大きな金額だと思っています。その中に浜中町の町づくりを期待して1万円で何かをしてもらおうと言う事には、多分思っていなくてウニを欲しいから寄附金をだしてきたのかなと思います。その方たちが1億を作ったと思っています。ただ、結果的にウニの返礼品を作ったと言う事がこの成果になって結果的に1億と言うお金が集まったと思っています。決して曲がり角ではないと思っていますし、浜中町でも返礼品は増えてきていますので、しっかり浜中町のことをPRしていきたい、これが私ども今の任務だと思っています。今回この条例を作ったと言う事は、決して私たちが作ったわけではなくて国の強い指導があつてのこの結果だと思っています。まちづくりは決して変わりませんし、ふるさと納税の関係から言うとこれもしっかり産業振興に使わせてもらっていますから間違いではないと思っていますし、これから基金条例と言う形で持っていきたいと思っています。これからも決して曲がり角にならない様に町づくりをしていきたいと思っています。以上です。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

これで質疑を終わります。これから議案第64号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第64号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって議案第64号は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第65号浜中町公共施設整備基金条例の制定について

◎日程第19 議案第66号浜中町土地開発基金条例を廃止する条例の制定について

○町長（松本博君） 日程第18 議案第65号及び日程第19 議案第66号を一括議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第65号浜中町公共施設整備基金条例の制定及び議案第66号浜中町土地開発基金条例を廃止する条例の制定については、いずれも関連がありますので一括で提案の理由をご説明申し上げます。議案第65号浜中町公共施設整備基金条例の制定については、平成29年3月に策定された浜中町公共施設等総合管理計画に基づき、今後の公共施設の整備等に係る経費について、あらかじめ必要な財源を確保し、将来の町財政の健全な運営に資するため、基金条例を整備したく、提案させていただいたものであります。次に議案第66号浜中町土地開発基金条例を廃止する条例の制定についてですが、浜中町土地開発基金は、公共用地を先行取得することにより、事業の円滑な執行を図るため設置されましたが平成12年11月8日付で浜中町土地開発公社が解散していること、また公共用地の先行取得の必要性が薄れ、今後の活用も見込まれないことなどから当該条例を廃止したく、提案させていただいたものであります。

また浜中町土地開発基金条例を廃止するに当たり、当該基金の残高については、その全額を浜中町公共施設整備基金に積み立てる予定であります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたが詳細につきましては、企画財政課長より説明させますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） （議案第65号 補足説明あるも省略）

これから議案第65号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第66号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第65号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから議案第66号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから議案第65号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって議案第65号は原案のとおり可決されました。

これから議案第66号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって議案第66号は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第67号浜中町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(波岡玄智君) 日程第20 議案第67号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第67号浜中町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について提案の理由をご説明申し上げます。

本条例は、道路法39条第2項に基づき、町が徴収する道路占用料は、国や北海道との道路占用料の均衡を図るため、道路法施行例を参考に設定されております。

この度、平成29年度より道路法施行令の一部が改正され、占用料の見直しが行われたものであります。この道路法施行令の改正により、浜中町は国が定める道路法施行令

に準じ金額を変更するものとし、本条例の一部を改正するものでございます。

なお、この道路占用料改正に伴います影響額は約5万円の収入減となり、減額率は約3%となります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案の第67号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第67号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第67号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎延会の決議

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって議案第67号は原案のとおり可決されました。

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

議事の進行上、本日の会議は、この程度にとどめ延会したいと思います

○議長（波岡玄智君） これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎延会の宣告

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって本日は、これで延会することに決定しました。

本日は、これで延会します。

(延会 午後4時52分)

以上のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するため署名する。

浜中町議会 議長

議員

議員